資料2-2

第８期　福岡市障がい福祉計画及び
第４期　福岡市障がい児福祉計画
（令和９年度～11年度）

原案

福岡市

目　次

第１　計画の概要

１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　計画の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第２　障がい保健福祉施策をめぐる現状

１　障がい者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　障がい保健福祉施策関連事業費の現状・・・・・・・・・・・・・１０

第３　障がい福祉サービス等の成果目標・・・・・・・・・・・・・・１１

第４　障がい福祉サービス等の見込量及び実績・・・・・・・・・・・２３

第５　地域生活支援事業等に関する見込量及び実績・・・・・・・・・４０

第６　計画の推進体制

１　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
２　国・県への要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
３　福岡市障がい者等地域生活支援協議会との連携・・・・・・・・・５１

第７　資料編

１　福岡市障がい福祉計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・５２
２　計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
３　福岡市保健福祉審議会諮問及び答申・・・・・・・・・・・・・・５４

第1　計画の概要

1　計画策定の趣旨

「第8期福岡市障がい福祉計画」及び「第4期福岡市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和8年こども家庭庁・厚生労働省告示第4号：令和8年3月31日告示）（以下「基本指針」という。）に即して、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和 11 年度末における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組みを定めるものです。

2　計画の位置づけ

（1）本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

（2）他の計画との関係

福岡市の保健福祉施策は、「福岡市保健福祉総合計画（障害者基本法第 11 条第3項に定める市町村障害者計画を包含）」において、「誰もが認め合い、支え合い、自分らしく安心して暮らせる人生 100 年時代のまち」を目指すことを基本理念に掲げ、保健・医療・福祉など様々な分野の施策について、横断的な推進を図っています。

本計画は、障害者総合支援法第 89 条・児童福祉法第 33 条の 22 に基づく計画であり、国及び福岡県が策定する関連計画や、「福岡市保健福祉総合計画」、子ども施策を総合的・計画的に推進するための「福岡市子ども総合計画」との調和を保ちながら策定するものです。

【図表】他の計画などとの相関関係

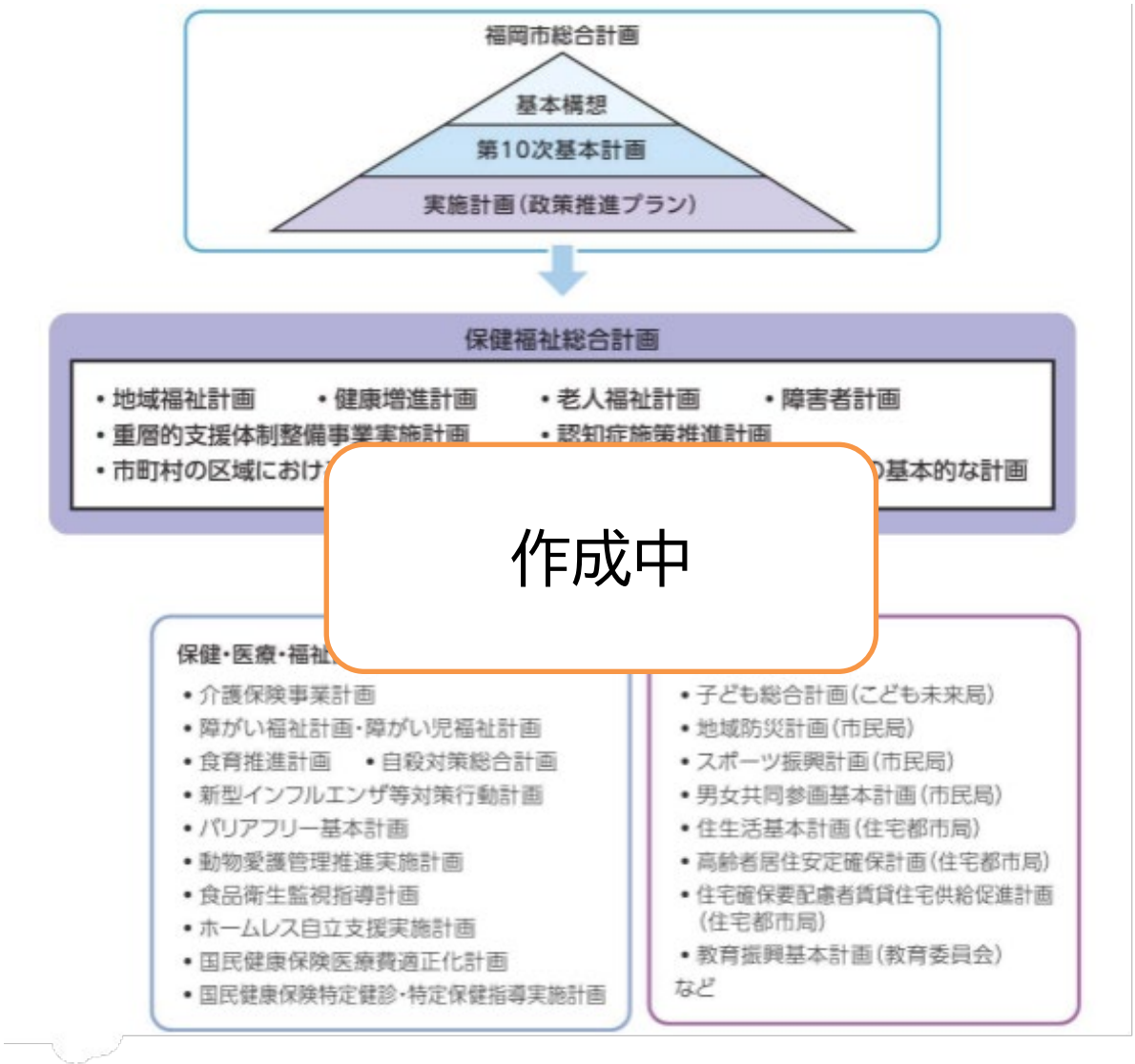

3　計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法第4条において定義された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上の人及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上の人並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である人で18歳以上の人をいいます。また、「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

4　計画の期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、基本指針により3年を1期として作成することが基本とされており、本計画の計画期間は、令和9年度から令和 11 年度までの3年間としています。

第2　障がい保健福祉施策をめぐる現状

1　障がい者の現状

(1)障がい児・者の手帳所持者数の推移

福岡市の障がい児・者の手帳所持者数(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者数の合計、重複含む)は、令和8年3月31日現在で 94,356 人、人口に対する障がいのある人の割合は 5.8%であり、市民の約 17人に1人が身体、知的又は精神障がいがあるという状況です。

人口に対する障がいのある人の割合は増加傾向にあり、特に精神障がい者の割合は、高い伸び率を示しています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 27,171 人であり、平成 25 年度から令和7年度までの 12 年間で、約 2.6倍となっています。

障がい児・者数及び人口に占める割合

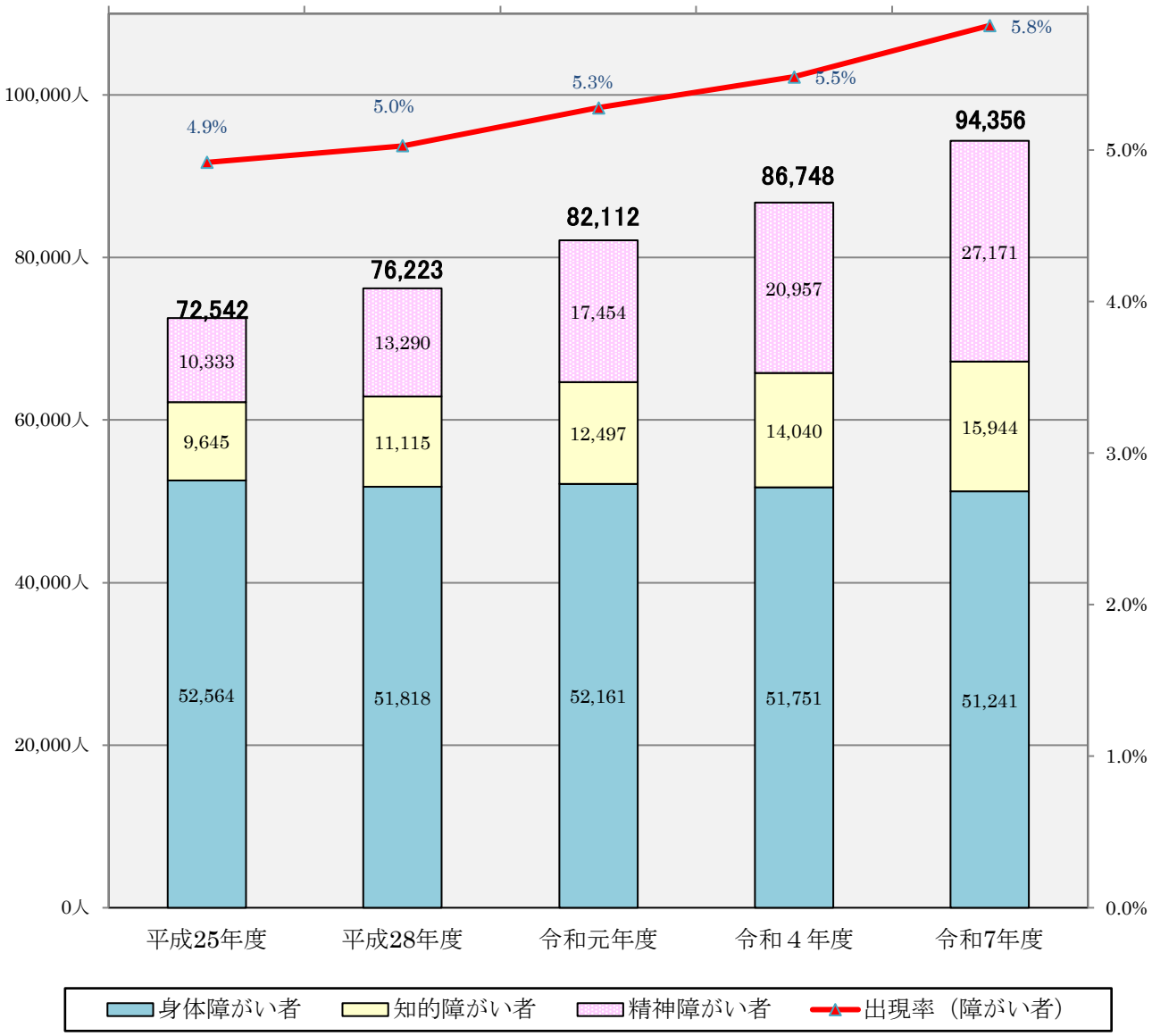

※各年３月末時点

(2)各手帳所持者の年齢構成別の推移

令和7年6月 30 日現在の身体障がい児・者数(身体障害者手帳所持者数)は 51,221 人で、20 歳代以下 2,337 人に対して、60 歳代以上は 38,982 人となっており、60 歳代以上の割合が 76.1%と高い割合を占めています。

身体障がい児・者の年齢構成

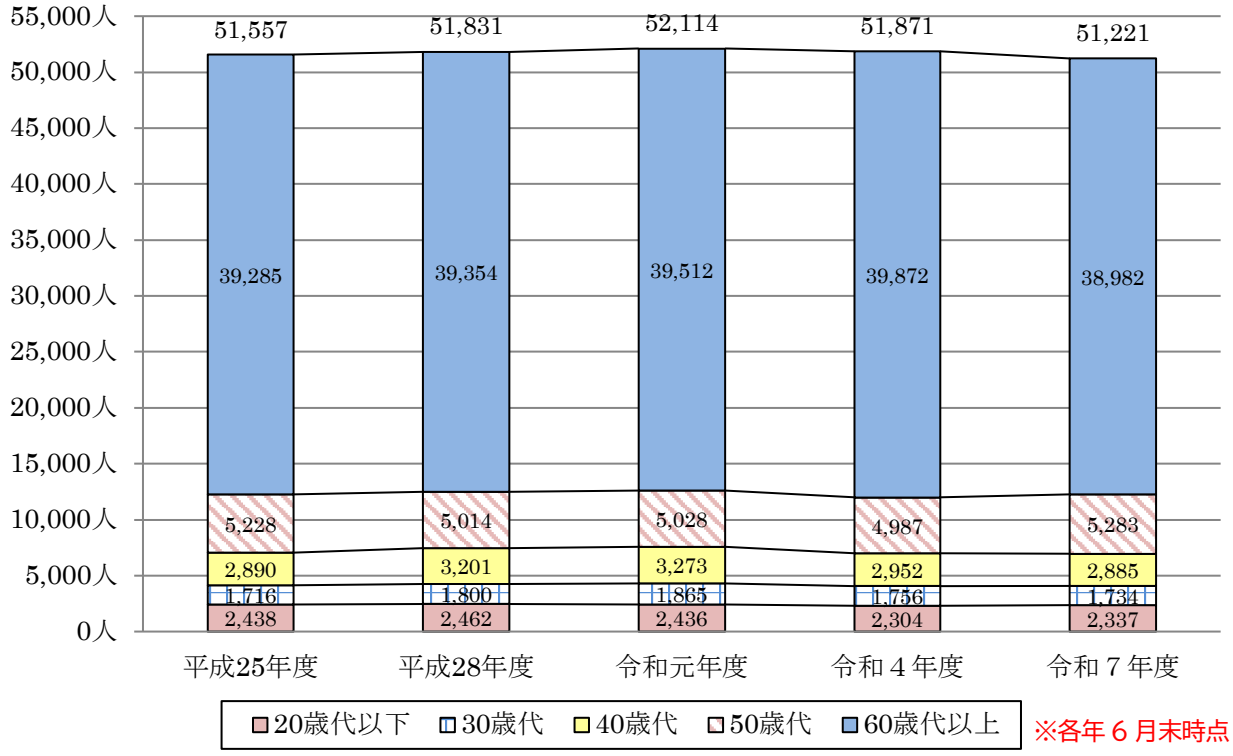

※各年６月末時点

【参考】身体障がい児・者の障がい種別の内訳(令和8年3月 31 日現在)

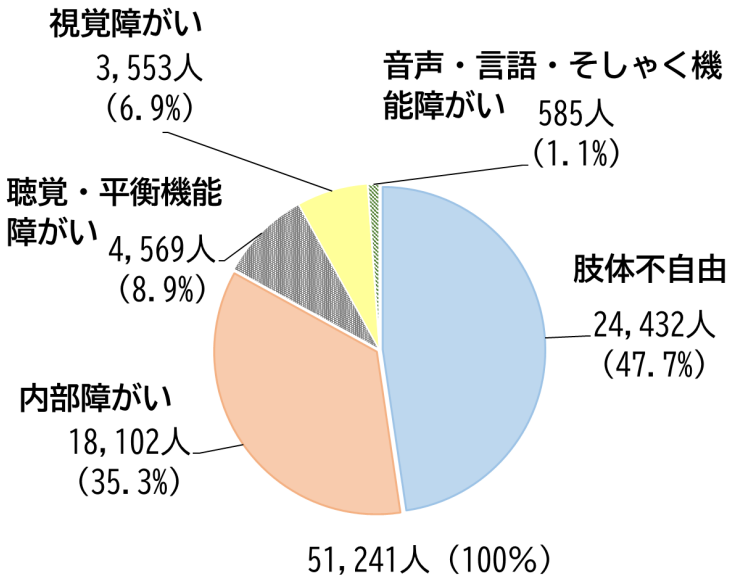

一方、知的障がい児・者数（療育手帳所持者数）は 15,491 人で、このうち 20 歳代以下が 8,514 人と約半数（55.0%）を占めています。

知的障がい児・者の年齢構成

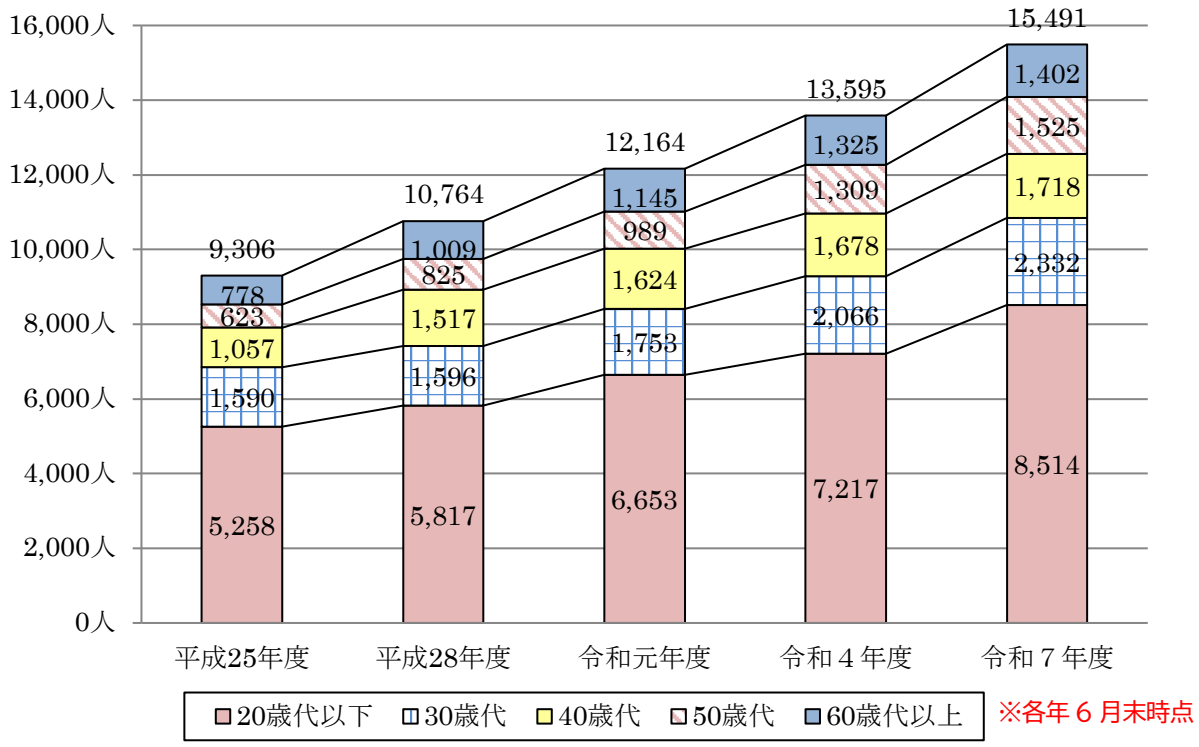

また、精神障がい児・者数（精神障害者保健福祉手帳所持者数）は 27,171 人で、どの年代もほぼ同じ割合となっています。

精神障がい児・者の年齢構成

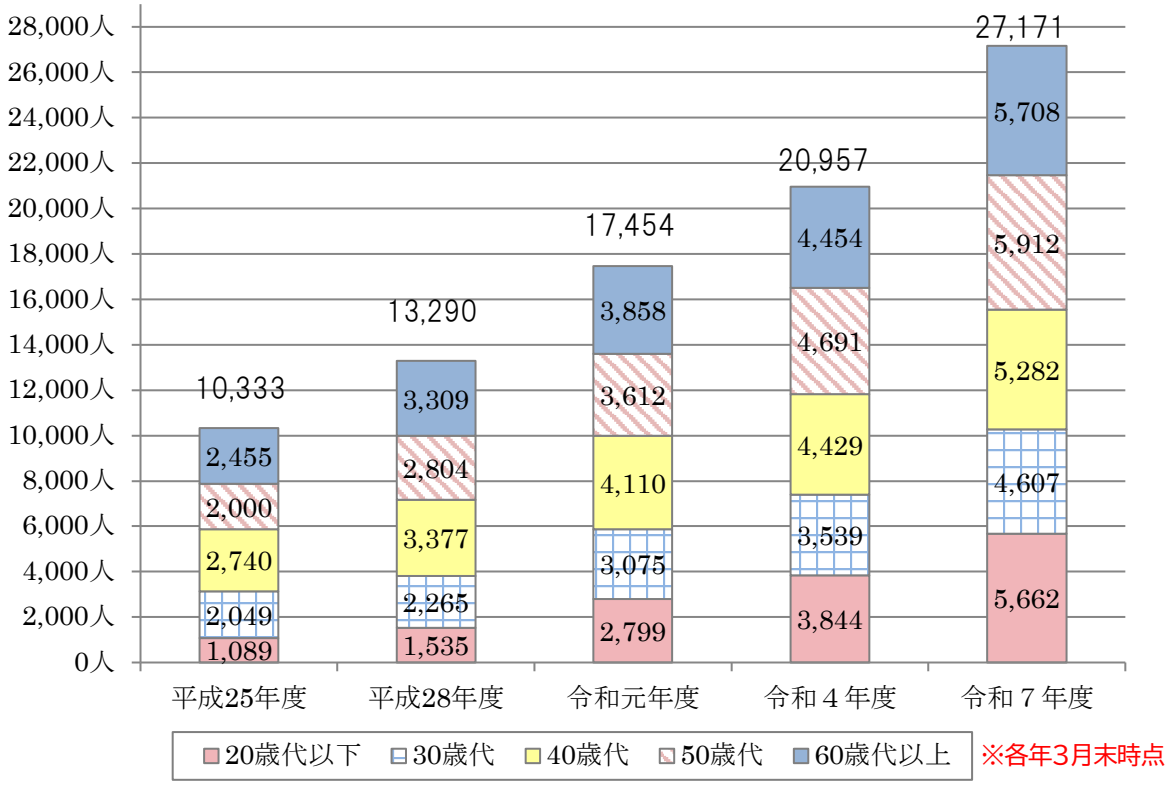

(3)精神障がいの状況

精神疾患の治療のために外来通院者が利用する、医療費の自己負担を軽減する自立支援医療(精神通院)制度の受給者証所持者数は、令和7年度末時点で 37,520 人となっています。平成 25 年度から令和7年度までの間で約2倍に増加しています。診断名別でみると、「気分(感情)障害」が 17,477 人と全体の 46.6%を占めて最も多く、次いで「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が 6,126 人(16.3%)、「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」が 3,062 人(8.2%)と続いています。

自立支援医療(精神通院)受給者証所持者数

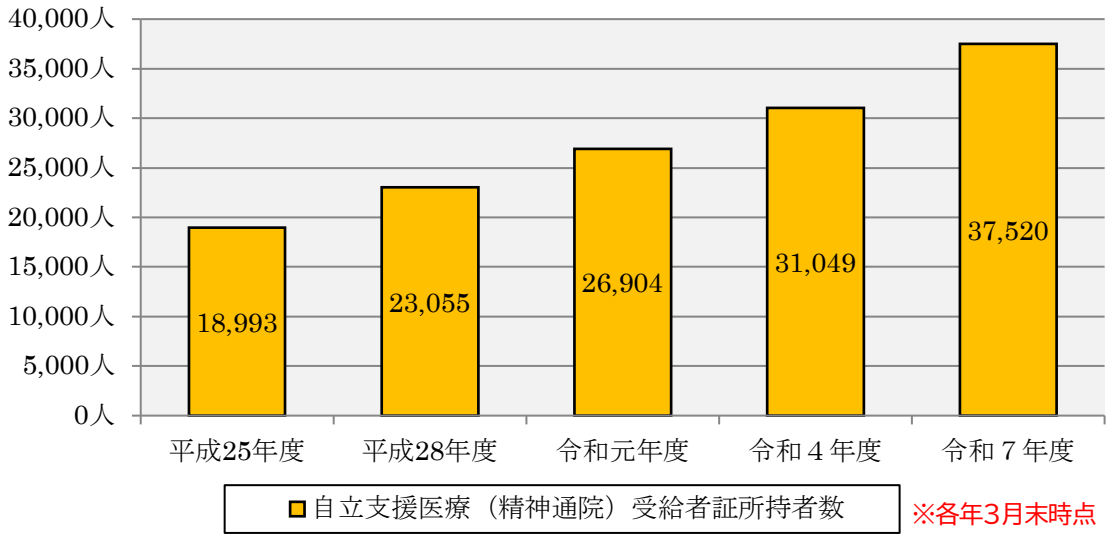

一方、令和7年6月 30 日時点の福岡市内の精神科病床入院者数は 3,275 人で、減少傾向です。診断名別でみると、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が 1,502 人と全体の 45.9%を占めて最も多く、次いで「症状性を含む器質性精神障害」が 884 人(27.0%)、「気分(感情)障害」が 446 人(13.6%)と続いています。

入院者数

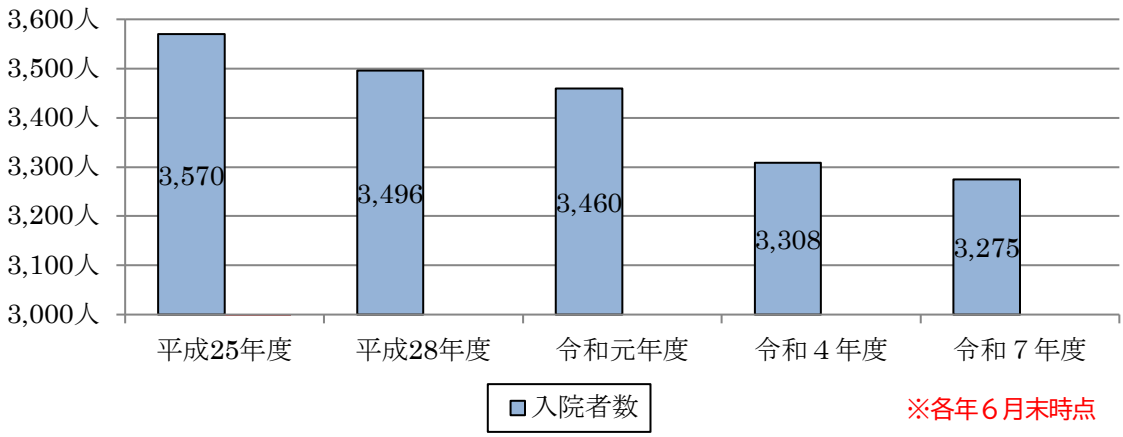

※精神保健福祉資料（630 調査）より

(4)発達障がいの状況

発達障がいのある人の数については、正確な数が把握できない状況ですが、療育センター等における新規受診児数と発達障がいの診断を受けた件数をみると、増加傾向にあります。

福岡市立発達障がい者支援センター(ゆうゆうセンター)の相談者数の推移は、平成29年度を境に減少傾向に転じていましたが、令和4年度に再度、増加に転じています。

また、区障がい者基幹支援センターにおける発達障がい児・者の新規相談件数は、増加傾向にあります。

療育センター等における新規受診児数と発達障がいの診断を受けた件数

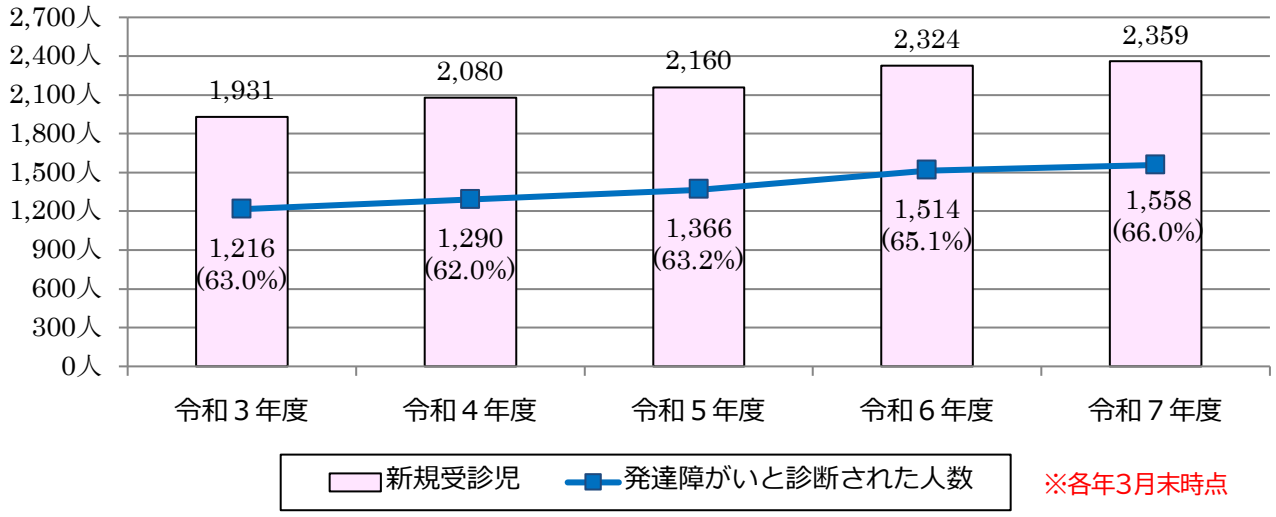

※各年3月末時点

※療育センター等：心身障がい福祉センター、西部療育センター、東部療育センター、南部療育センター

ゆうゆうセンターの年齢別相談者数

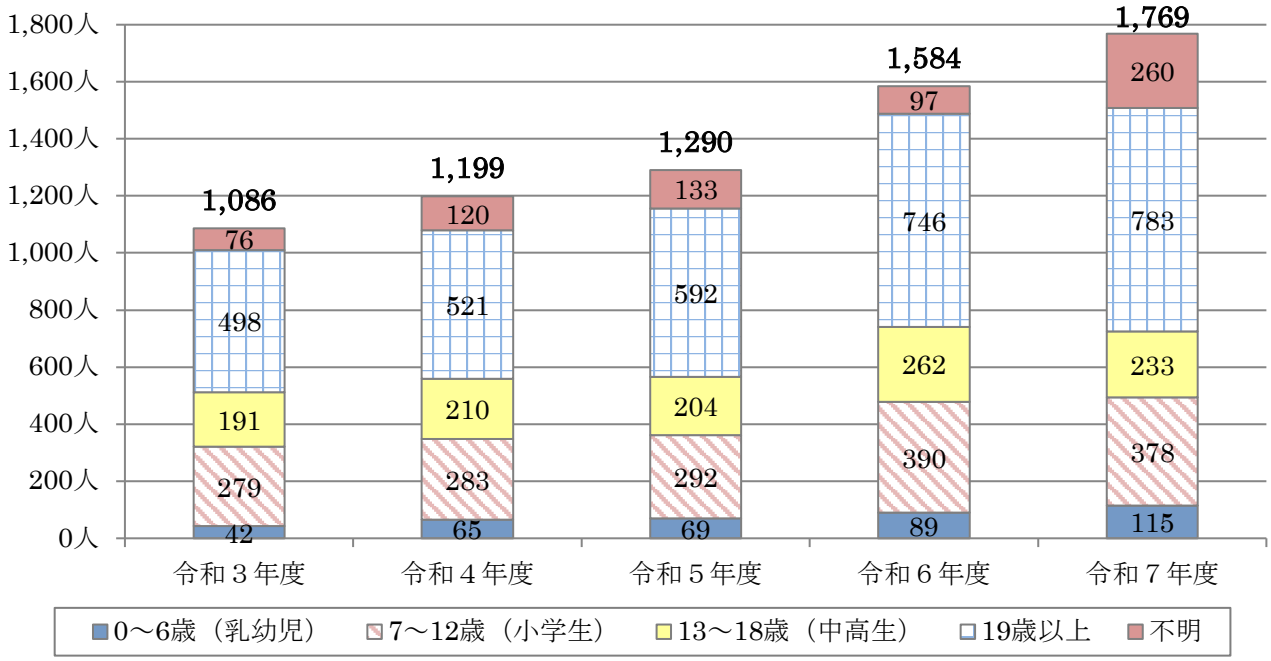

※各年3月末時点

区障がい者基幹相談支援センターにおける発達障がい児・者の新規相談件数

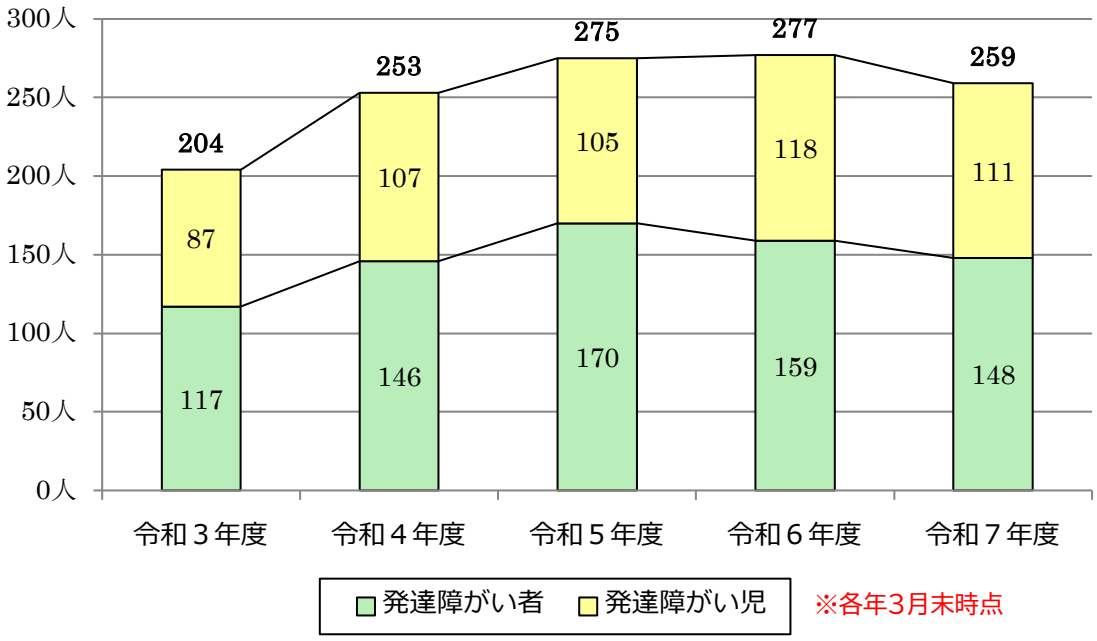

(5)難病の状況

難病について、特定医療費(指定難病)受給者証所持者数の年次推移をみると、緩やかな増加傾向にあります。

性別にみると令和3年度から令和7年度までのいずれの年においても、男性が約4割、女性が約6割となっています。

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数

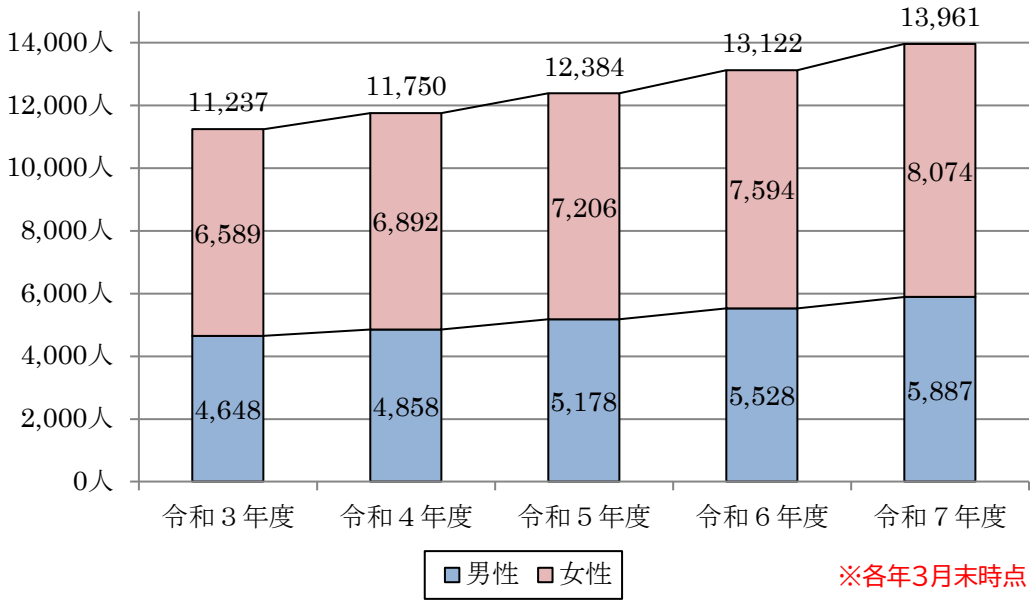

(6)障がい福祉サービス利用決定者数・実利用者数の推移

障がい福祉サービス利用決定者数及び実利用者数の推移を見ると、いずれも増加傾向にあり、実利用者数は令和3年度から令和7年度の間で約 1.33 倍となっています。

障がい福祉サービス利用決定者数及び実利用者数

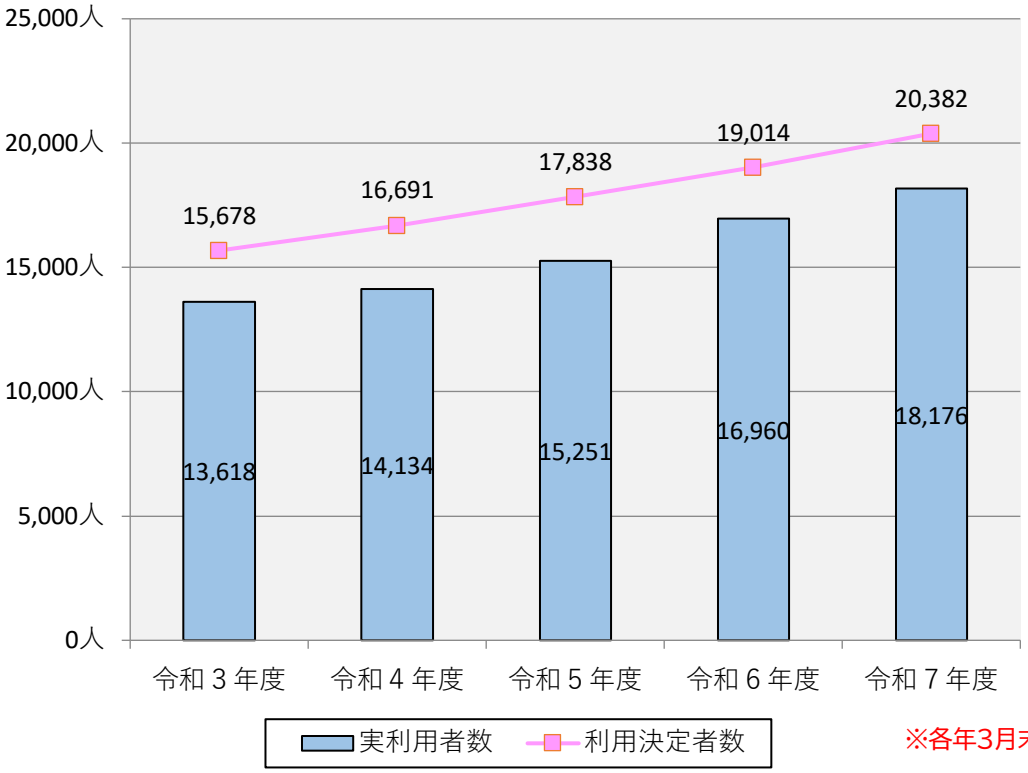

※各年3月末時点

２　障がい保健福祉施策関連事業費の現状

福岡市の障がい保健福祉事業費は、障がい児・者の増加に伴い、サービスの利用が毎年増加しており、令和3年度と令和7年度の事業費を比較すると約 297 億円増加しています。

その主な原因としては、訪問系・日中活動系のサービスや、グループホーム、障がい児通所支援の利用者数の増加などが挙げられます。

百万円

事業費（障がい保健福祉費）の推移

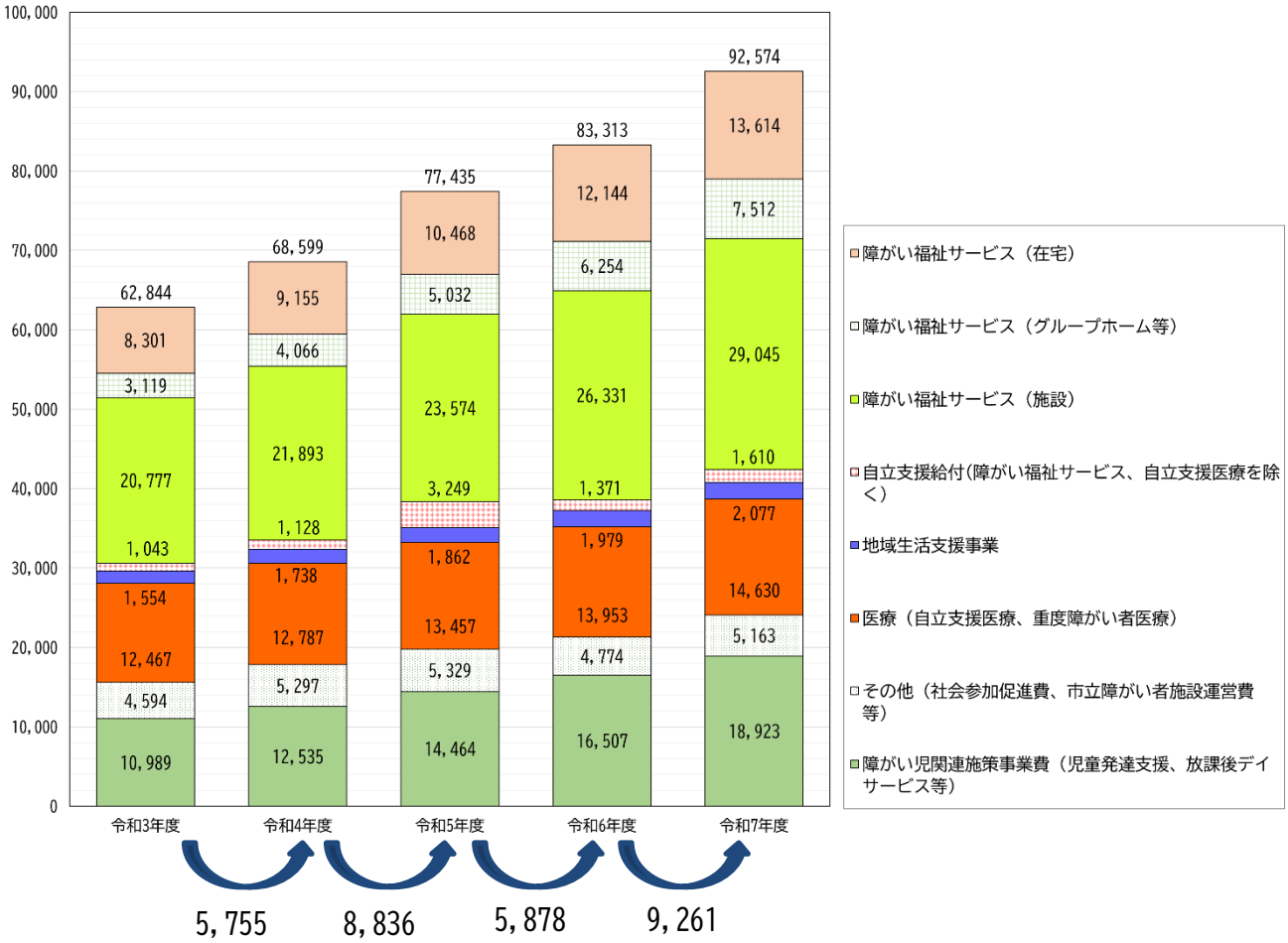

事業費の伸びの内訳

（百万円）

事業名	R3年度	R3→R4年度	R4→R5年度	R5→R6年度	R6→R7年度	計
障がい福祉サービス（在宅）	8,301	854	1,313	1,676	1,470	5,313
障がい福祉サービス（施設）	20,777	1,116	1,681	2,757	2,714	8,268
障がい福祉サービス（グループホーム等）	3,119	947	966	1,222	1,258	4,393
自立支援給付 （障がい福祉サービス、自立支援医療を除く）	1,043	85	2,121	△ 1,878	239	567
地域生活支援事業	1,554	184	124	117	98	523
医療 （自立支援医療、重度障がい者医療）	12,467	320	670	496	677	2,163
その他 （社会参加促進費、市立障がい者施設運営費等）	4,594	703	32	△ 555	389	569
障がい児関連施策事業費 （児童発達支援、放課後等デイサービス等）	10,989	1,546	1,929	2,043	2,416	7,934
合　　計	62,844	5,755	8,836	5,878	9,261	29,730

第３　障がい福祉サービス等の成果目標

国が定める基本指針に即して、障がいのある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和11年度を目標年度として、必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する成果目標を設定し、また、成果目標を達成するための活動指標を設定します。

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、地域生活に移行する者の数について目標値を設定します。

（１）令和11年度末の成果目標

項目	実績			目標値
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和11年度
①地域生活への移行者数	29人	19人	15人	70人 （累計）
②施設入所者の減少数	▲ 9人	40人	39人	目標設定 しない

（２）目標値策定にあたっての考え方

①地域生活への移行者数

国の基本指針では、令和11年度末において、令和７年度末時点の入所者の６％以上が地域生活へ移行することとされています。
市では、国の基本指針を踏まえ、令和９年度から11年度までの３か年で、令和７年度末時点の施設入所者数（1,163人）の６％以上にあたる70人以上が地域生活へ移行することを目標とします。

②施設入所者の減少数

国の基本指針では、令和11年度末の施設入所者数を令和７年度末時点の５％以上削減することとされています。
市では、施設入所者については、地域生活への移行等による退所が見込まれる一方で、家庭の状況や障がいの程度などにより入所に対するニーズが依然高い中、入所者の減少数を目標として設定することは実態にそぐわないため、数値目標は設定を行いません。

（３）目標達成のための方策

地域生活を希望する障がいのある人が、安心して地域で暮らすことができるよう、重度の障がいのある方を受け入れるグループホームの拡充に取り組むとともに、地域移行支援サービス等の利用促進、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携して居宅生活に向けた支援の充実を図ります。

（４）活動指標

サービスの種類	実績			見込量		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
共同生活援助（グループホーム）（人/月）	2,165	2,486	2,874	3,390	3,682	3,999
精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）（人/月）	919	1,141	1,370	1,616	1,755	1,906
地域移行支援（人/年）	22	29	45	54	59	64
精神障がい者の地域移行支援（人/年）	22	17	35	42	45	49
精神障がい者の地域移行支援（長期入院患者）（人/年）	9	7	16	22	24	27
地域定着支援（人/年）	43	50	56	50	50	50
精神障がい者の地域定着支援（人/年）	27	20	40	29	29	29

2　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築に向けて、地域生活支援の充実及び精神病床からの退院の促進を図るため、長期入院患者数などに関する目標値を設定します。

（１）令和11年度末の成果目標

項目	実績			目標値
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和11年度
①精神病床における１年以上長期入院患者数	65歳以上　1,291人 65歳未満　614人 75歳以上　765人 40歳以上の認知症である人　804人	65歳以上　1,208人 65歳未満　598人 75歳以上　756人 40歳以上の認知症である人　792人	65歳以上　1,198人 65歳未満　580人 75歳以上　794人 40歳以上の認知症である人　768人	65歳以上　1,124人 65歳未満　543人 75歳以上　745人 40歳以上の認知症である人　360人 ※福岡県障がい福祉計画との整合を図るため、今後、県が設定する目標値を踏まえ、必要に応じて調整
②住民のこころの状態の把握【新規】	－	－	－	把握する

（２）目標値策定にあたっての考え方

①精神病床における１年以上長期入院患者数

国の基本指針では、精神病床における１年以上長期入院患者数について、年齢階級別（65歳以上、65歳未満、75歳以上及び40歳以上の認知症である人）に、国が示す推計式を用いて目標値を設定することとされています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、長期入院患者数の目標値について、直近の長期入院患者数に直近の減少率（98.4%）を乗じて算出します。また、年齢階級別の目標値については、算出した長期入院患者数の目標値に対し、直近の長期入院患者に占める各区分の割合（65歳以上67.4%、65歳未満32.6%、75歳以上44.7%、40歳以上の認知症である人21.6%）を乗じて算出します。

※最終的な目標値は、福岡県障がい福祉計画との整合を図るため、県が設定する目標値を踏まえ必要に応じて調整

②住民のこころの状態の把握【新規】

国の基本指針では、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討するため、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握にあたって、Ｋ６という尺度を活用し、評価することとされています。

市では、国の基本指針を踏まえ、国の国民生活基礎調査等を活用し、住民のこころの状態を把握します。

（３）目標達成のための方策

保健、医療、福祉関係者の協議の場において、課題等を検討し、取組みます。具体的には、協議の場においては、各区における地域アセスメントを通し、市全体の課題を整理したため、今後は取り組む内容を検討します。長期入院者については、状況把握や課題の抽出に努め、引き続き退院後支援に取り組み、地域移行に向けた保健・医療・福祉関係者による連携体制構築の促進を図ります。

（４）活動指標

サービスの種類	実績			見込量		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）（人）	262	255	243	253	258	263
精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）（人）	919	1,141	1,370	1,616	1,755	1,906
精神障がい者の地域移行支援（人/年）	22	17	35	42	45	49
うち長期入院患者	9	7	16	22	24	27
精神障がい者の地域定着支援（人/年）	27	20	40	29	29	29

3　福祉施設から一般就労への移行等

　福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて一般就労に移行する者の目標値を設定します。

（１）令和11年度末の成果目標

項目	実績			目標値
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和11年度
①就労移行支援事業等を通じた 一般就労への移行者数	640人	655人	851人	859人
②就労移行支援事業における移行者数	467人	431人	551人	551人
③就労継続支援Ａ型事業及びＢ型事業における移行者数	A型93人 B型50人	A型142人 B型43人	A型178人 B型90人	A型216人 B型90人
④就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合		41.60%	52.4%	52.4%
⑤就労定着支援事業の利用者数	259人	307人	346人	452人
⑥就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所の割合	9.4%	8.6%	14.7%	25.0%
⑦就労選択支援事業所の設置数 就労選択支援事業の利用者数 【新規】			21か所 20人	21か所 407人

（２）目標値策定にあたっての考え方

①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

　国の基本指針では、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和11年度中に一般就労に移行する者の数を令和６年度実績の1.31倍以上とすることとされています。
　市では、国の基本指針を踏まえ、令和６年度の一般就労への移行実績（655人）の1.31倍以上である859人を就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者の数として設定しています。

②就労移行支援事業における移行者数

　国の基本指針では、就労移行支援事業について、令和11年度中に一般就労に移行する者の数を令和６年度実績の1.14倍以上とすることとされています。
　市では、国の基本指針を踏まえ、令和７年度実績を据え置くこととしています。

③就労継続支援Ａ型事業及びＢ型事業における移行者数

国の基本指針では、就労継続支援について、令和11年度中に一般就労に移行する者の数を就労継続支援Ａ型事業については令和６年度実績の概ね1.52倍以上、就労継続支援Ｂ型事業については令和６年度実績の概ね1.67倍以上を目指すこととされています。
市では、国の基本指針を踏まえ、就労継続支援Ａ型事業については令和６年度の移行者数142人の1.52倍以上である216人，就労継続支援Ｂ型事業については令和７年度実績を据え置いた人数を移行者数として設定しています。

④就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合

国の基本指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることとされています。
市では、国の基本指針を踏まえ、令和７年度末実績を据え置くこととしています。

⑤就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針では、就労定着支援事業について、令和11年度の利用者数を令和６年度実績の1.47倍以上とすることとされています。
市では、国の基本指針を踏まえ、令和６年度の就労定着支援の利用実績（307人）の1.47倍以上である452人とする。

⑥就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所の割合

国の基本指針では、就労定着支援事業所のうち、就労定着率(※)が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることとされています。
市では、国の基本指針を踏まえ、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とする。

※就労定着率：過去６年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

⑦就労選択支援事業所の設置数、就労選択支援の利用者数【新規】

国の基本指針では、協議会の設置圏域（福岡市は福岡市障がい者等地域生活支援協議会のことを指す）ごとに、就労選択支援事業所を１事業所以上設置すること、令和11年度の就労選択支援事業の利用者数を82,000人以上（全国）にすることとされています。
市では、国の基本指針を踏まえ、設置数については、令和７年度末実績を据え置くこととしています。利用者数については、国の基本指針を踏まえ407人以上と設定しています。

（３）目標達成のための方策

障がいのある人が、障がいの状態や就労に関する希望に合わせた事業所の選択、就労に向けた訓練、定着の支援を適切に受けることができるよう、就労移行支援事業所等を適切に指定・指導するとともに、障がい者就労支援センターを中心に関係機関と連携しながら、就労移行支援事業所等の支援技術の向上を図ります。

（４）活動指標

サービスの種類	実績			見込量		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
就労選択支援（人/年）			20	369	388	407
就労移行支援（人/月）	811	847	875	944	981	1,019
就労継続支援Ａ型（人/月）	1,577	1,545	1,594	1,698	1,752	1,808
就労継続支援Ｂ型（人/月）	3,468	4,014	4,627	5,546	6,072	6,648
就労定着支援（人/月）	259	307	346	355	403	452

4　障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すとともに、重症心身障がい児や医療的ケア児等が適切な支援を受けられるようにするなど、障がい児支援の提供体制に関する目標を設定します。

（１）令和11年度末の成果目標

項目	実績			目標値
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和11年度
①児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保【新規】	中核機能強化加算取得児童発達支援センター数 ー	中核機能強化加算取得児童発達支援センター数 3か所	中核機能強化加算取得児童発達支援センター数 4か所	中核機能強化加算取得児童発達支援センター数 8か所
②地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進のための協議の場の設置【新規】	ー	ー	ー	設置
③児童発達支援事業所（重症事業所等除く）の設置	合計6 （新規４）	17 （11）	25 （8）	61以上 （3年で32以上）
④主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等	児童発達支援（事業所）13か所 放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ 20か所	児童発達支援（事業所）13か所 放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ 23か所	児童発達支援（事業所）15か所 放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ 27か所	児童発達支援（事業所）17か所 放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ 32か所
⑤医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置	コーディネーター１名配置 医ケア児等支援連絡会開催	コーディネーター１名配置 医ケア児等支援協議会設置	コーディネーター１名配置 医ケア児等支援協議会設置	コーディネーター2名配置 医ケア児等支援協議会設置継続
⑥障がい児入所施設からの移行調整の協議の場の設置	設置済み	設置済み	設置済み	継続
⑦障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制の確保【新規】	確保済み	確保済み	確保済み	継続

（２）目標値策定にあたっての考え方

①児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保【新規】

国の基本指針では、児童発達支援センターの４つの中核的な支援機能を確保することとされています。

・幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
・地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
・地域のインクルージョン推進の中核としての機能
・地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能

市では、国の基本指針を踏まえ、４つの機能を発揮する児童発達支援センターについて体制や取り組みについて評価を行う中核機能強化加算について、将来的に全ての児童発達支援センターが取得することを目標に、令和11年度末の取得数を目標値として設定します。

②地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進のための協議の場の設置【新規】

国の基本指針では、インクルージョン推進のため、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することとされています。

市では、国の基本指針を踏まえ、インクルージョンを推進していくための方策等を検討するための協議の場を設置します。

③児童発達支援事業所（重症事業所等除く）の設置【継続】

国の基本指針では、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ることを基本的理念とされています。
市では、障がい児通所支援のより一層の充実を図るため、国の基本指針や過去の整備実績や需要等を踏まえ、目標設定をします。
目標値としては、77か所（新規48か所）の整備需要が見込まれる中、整備量の確保とサービスの質の確保の両立を図る観点から、第４期計画期間中の整備目標を61か所以上（うち新規32か所以上）とします。

④主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

国の基本指針では、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保することとされています。
市では、国の基本指針を踏まえ、過去の利用実績や整備実績を踏まえ設定していきます。

⑤医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置

国の基本指針では、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとされています。
市では、国の基本指針を踏まえ、令和４年度よりコーディネーターを配置し、令和５年度に福岡市医療的ケア児等支援協議会を設置しており、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進していきます。
また、医療的ケア児とその家族等が安心して地域で生活を送ることができるよう、相談支援を行う職員を配置し、伴走型の支援体制を構築します。

⑥障がい児入所施設からの移行調整の協議の場の設置

国の基本指針では、障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を設置することとされています。
市では、国の基本指針を踏まえ、引き続き関係機関と協議していきます。

⑦障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制の確保【新規】

国の基本指針では、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障がい児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することとされています。
市では、国の基本指針を踏まえ、療育センターを中核として、障がい児相談支援の質の確保及び向上を図っており、伴走的な相談支援体制は確保されていますが、引き続き関係機関と連携しながら伴走的な相談支援を行っていきます。

（３）目標達成のための方策

障がい児が身近な場所で必要な支援を適切に受けられるよう、関係機関と連携しながら支援体制の維持及び質の向上を図るとともに、事業所の新規指定などによる地域での療育の場の充実に取り組みます。

（４）活動指標

サービスの種類	実績			見込量		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援（人日）	12,867	15,114	19,471	22,991	24,764	26,569
放課後デイサービス（人日）	69,719	75,627	83,589	100,556	109,038	117,520
医療的ケア児等伴走支援員の人数	－	－	1	1	1	1

5　地域生活支援の充実

　障がい者の地域生活への移行支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等に関する目標を設定します。

（１）令和11年度末の成果目標

項目	実績			目標値
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和11年度
①地域生活支援拠点等の整備	整備済	整備済	整備済	継続
②地域生活支援拠点等へのコーディネーターの配置	配置済	配置済	配置済	継続
③地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	適宜、検証・検討を実施	適宜、検証・検討を実施	適宜、検証・検討を実施	継続
④強度行動障がいの状態にある人に関する支援ニーズの把握及び支援体制の整備	整備済	整備済	整備済	継続

（２）目標値策定にあたっての考え方

①地域生活支援拠点等の整備

　国の基本指針では、地域生活支援拠点等を整備し、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とすることとされています。
　市では、国の基本指針を踏まえ、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能の充実を図るため、福岡市内のすべての区に地域生活支援拠点等の機能を確保していることから、現行体制を継続し、地域生活支援拠点等の整備に取り組んでいきます。

②、③地域生活支援拠点等へのコーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討

　国の基本指針では、地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置すること、及び、年一回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況（地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況）を検証及び検討することとされています。
　市では、国の基本指針を踏まえ、各障がい者基幹相談支援センターにおいて拠点コーディネーターを配置するとともに、福岡市障がい者等地域生活支援協議会の専門部会である地域生活支援拠点等整備部会において検証・検討していることから、現行体制を継続し、地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討に取り組んでいきます。

④強度行動障がいの状態にある人への支援体制の充実

　国の基本指針では、強度行動障がいの状態にある人について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することとされています。
　市では、国の基本指針を踏まえ、関係機関と連携しながら、支援拠点施設「か～む」での集中支援事業・共同支援事業のほか、事業者に対する受入れ支援や、専門の職員による伴走型支援などに引き続き取り組みます。また、学識経験者や関係機関などで構成する「福岡市強度行動障がい者支援調査研究会」において、強度行動障がいの状態にある人の状況や支援ニーズの把握に努めるとともに、予防の観点も含め必要な支援策を検討します。

（３）目標達成のための方策

今後とも基幹相談支援センターや、福岡市障がい者等地域生活支援協議会などでの取組みを継続し、障がい者の地域生活への移行支援及び地域生活支援を充実を図ります。

（４）活動指標

サービスの種類	実績			見込量		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
地域生活支援拠点等の整備数	7	7	7	7	7	7
コーディネーター配置人数	82	82	14※	14	14	14
機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の回数	4	4	2	1	1	1
強度行動障がいの伴走型支援員の人数	－	－	2	必要に応じた人数を配置	必要に応じた人数を配置	必要に応じた人数を配置

※コーディネーターの算出方法をR7から変更

6　相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、体制の確保などに関する目標を設定します。

（１）令和11年度末の成果目標

項目	実績			目標値
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和11年度
①基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備・連携	整備済	整備済	整備済	継続
②個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援に取り組む体制の確保	整備済	整備済	整備済	継続
③のぞまないセルフプランの件数【新規】	0	0	0	0

（２）目標値策定にあたっての考え方

①基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備

　国の基本指針では、全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させることとされています。
　市では、国の基本指針を踏まえ、14か所の区基幹相談支援センター、１か所の市基幹相談支援センターを設置し、基幹相談支援センターを中心に地域生活地支援拠点等を整備しています。また、福岡市障がい者等地域生活支援協議会を設置するとともに、区部会、専門部会も設置していることから、現行体制を継続し、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の連携に取り組んでいきます。

②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

　国の基本指針では、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること及び基幹相談支援センターが協議会の運営に関与する等により、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することとされています。
　市では、国の基本指針を踏まえ、各区基幹相談支援センターが、相談支援事業所とのネットワーク構築により、相談支援体制の強化を図るほか、各区に設置している区部会において、個別事例の検討を通して地域課題を整理し、市協議会において課題の解決に向けた地域サービス基盤の開発・改善に取り組んでいることから、現行体制を継続し、地域サービス基盤の開発・改善等に取り組んでいきます。

③のぞまないセルフプランの件数【新規】

　国の基本指針では、セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることとされています。
　市では、国の基本指針を踏まえ、サービス等利用計画の作成を希望する利用者には、基幹相談支援センター及び療育センターが計画相談支援または障がい児相談支援事業所の紹介を行う等の体制を整備しています。

（３）目標達成のための方策

　今後も引き続き、基幹相談支援センターや福岡市障がい者等地域生活支援協議会を中心に相談支援体制の充実・強化を図るほか、希望するすべての利用者が相談支援事業所によるサービス等利用計画を作成できるような体制を確保します。

（４）活動指標

サービスの種類	実績			見込量		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
総合的・専門的な相談支援回数	87,090	84,871	81,540	84,500	84,500	84,500
基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の、管内の相談支援事業所に占める割合（%）	―	―	72	76	78	80

7　障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する体制づくりについて目標を設定します。

（１）令和11年度末の成果目標

項目		実績			目標値
		令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和11年度
障がい福祉サービス等の質向上の体制構築	①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	参加している	参加している	参加している	参加する
	②障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	共有済	共有済	共有済	共有する
	③指導監査結果の関係市町村との共有	共有済	共有済	共有済	共有する
④障がい福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の情報の公表率・更新率【新規】		公表率・更新率 97.9%	公表率・更新率 98.4%	公表率・更新率 95.6%	公表率・更新率 100%

（２）目標値策定にあたっての考え方

①②③障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制の構築

国の基本指針では、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項（①都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用、②障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、③指導監査結果の関係市町村との共有）を実施する体制を構築することとされています。
市では、国の指針を踏まえ、
①都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修を活用する体制を構築する
②事業所との共有を年に１回（集団指導）、関係自治体等との共有を年に１回（指導監査結果の共有の際に実施）行う体制を構築する
③県と政令指定都市、中核市とで年に１回監査結果を共有する場の設定する
ことを基本とし、体制を構築します。

④障がい福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の情報の公表率・更新率【新規】

国の基本指針では、障がい福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の情報の公表率及び更新率を100%とするすることとされています。
市では、国の指針を踏まえ、管内事業所に対し適切な情報の更新を求め、公表率及び更新率の向上に取り組みます。

（３）目標達成のための方策

県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修に引き続き参加するとともに、都道府県等が実施する障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業所当に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制を構築します。
障がい福祉サービス等情報公表制度について、制度内容の事前周知を図るとともに、事業所による期限内の確実な報告を促します。

（４）活動指標

サービスの種類	実績			見込量		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加者数	0	1	7	3	3	3
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	2	2	2	2	2	2
指導監査結果の関係市町村との共有回数	1	1	1	1	1	1
障がい福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の情報の公表率・更新率	通年実施	通年実施	通年実施	通年実施	通年実施	通年実施

第４　障がい福祉サービス等の見込量及び実績

近年の実績等を踏まえ、令和９年度から令和11年度までの３か年における障がい福祉サービス等の見込量を定め、その見込量の確保のための方策を設定します。

（１）訪問系サービス

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮し見込んでいます。
なお、重度障がい者等包括支援については、定員枠で見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

障がいのある人とその家族が安心して暮らせるように福祉サービスを継続して実施するとともに、さらなる充実等に取り組みます。

○第８期計画の見込量

①地域生活への移行者数		サービスの概要	第８期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	時間/月	ホームヘルパーによる身体介護・家事援助等を行うものです。	130,834	140,777	151,476
	人		4,592	4,849	5,121
重度訪問介護	時間/月	重度の肢体不自由者か重度の行動障がいの状態にある者で常に介護を必要とする人に、身体介護、家事援助に加え、外出時の移動の支援か見守り、コミュニケーション支援を行うものです。	87,454	101,184	117,070
	人		247	307	381
同行援護	時間/月	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい児・者に対し、外出時において移動に必要な情報の提供、移動の援護を行うものです。	12,149	12,161	12,173
	人		582	595	609
行動援護	時間/月	行動に著しく困難を有し常時介護を要する知的・精神障がい児・者が外出する際に、必要な援助を行うものです。	2,019	2,358	2,754
	人		128	139	151
重度障がい者等包括支援	延べ利用日数/月	介護の必要がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うものです。	180	180	180
	人		6	6	6

○第６期及び第７期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	第６期			第７期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅介護	見込量（A）時間/月	83,556	86,898	90,374	93,565	97,308	101,200
	実績（B）時間/月	80,725	86,506	94,117	98,104	113,005	
	B／A（%）	96.6%	99.5%	104.1%	104.9%	116.1%	0.0%
	見込量（C）人	3,482	3,621	3,766	3,834	3,987	4,146
	実績（D）人	3,330	3,545	3,740	3,934	4,118	
	D／C（%）	95.6%	97.9%	99.3%	102.6%	103.3%	0.0%
重度訪問介護	見込量（A）時間/月	28,428	28,997	29,577	50,397	56,949	64,352
	実績（B）時間/月	34,516	39,468	51,453	54,470	65,330	
	B／A（%）	121.4%	136.1%	174.0%	108.1%	114.7%	0.0%
	見込量（C）人	67	69	70	105	116	128
	実績（D）人	81	87	108	115	160	
	D／C（%）	120.9%	126.1%	154.3%	109.5%	137.9%	0.0%
同行援護	見込量（A）時間/月	13,939	13,939	13,939	12,171	12,633	13,113
	実績（B）時間/月	10,878	11,296	11,469	11,136	12,125	
	B／A（%）	78.0%	81.0%	82.3%	91.5%	96.0%	0.0%
	見込量（C）人	568	568	568	544	555	566
	実績（D）人	518	523	531	562	556	
	D／C（%）	91.2%	92.1%	93.5%	103.3%	100.2%	0.0%
行動援護	見込量（A）時間/月	974	974	974	1,180	1,298	1,428
	実績（B）時間/月	713	975	1,070	1,146	1,480	
	B／A（%）	73.2%	100.1%	109.9%	97.1%	114.0%	0.0%
	見込量（C）人	93	93	93	88	90	92
	実績（D）人	71	85	85	97	108	
	D／C（%）	76.3%	91.4%	91.4%	110.2%	120.0%	0.0%
重度障がい者等包括支援	見込量（A）延べ利用日数/月	180	180	180	180	180	180
	実績（B）延べ利用日数/月	145	143	145	129	114	
	B／A（%）	80.6%	79.4%	80.6%	71.7%	63.3%	0.0%
	見込量（C）人	6	6	6	6	6	6
	実績（D）人	5	5	5	4	4	
	D／C（%）	83.3%	83.3%	83.3%	66.7%	66.7%	0.0%

※　時間／月：１月当たりの利用時間数
※　人　：１月当たりの実利用人数
※　延べ利用日数/月：年間延べ利用日数÷12か月

（２）日中活動系サービス

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮し見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

障がいのある人が、障がいの状態や希望に合わせてサービスを適切に選択できるよう必要量を見込み、日中活動の場の整備に取り組みます。
なお、就労継続支援Ｂ型については今後の利用状況や事業所の整備状況を踏まえ、総量規制の導入を検討します。

○第８期計画の見込量

サービスの種類		サービスの概要	第８期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	人日	常時介護を要する人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するものです。	55,590	55,868	56,147
	人		3,476	3,525	3,574
自立訓練（機能訓練）	人日	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。	657	677	698
	人		69	73	77
自立訓練（生活訓練）	人日		4,719	4,870	5,026
	人		348	354	361
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	人日		3,176	3,262	3,350
	人		253	258	263
就労選択支援	人	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。	369	388	407
就労移行支援	人日	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行うものです。	15,201	15,794	16,410
	人		944	981	1,019
就労継続支援（Ａ型）	人日	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。原則として事業所と雇用契約を結んで利用となります。	29,778	30,731	31,714
	人		1,698	1,752	1,808
就労継続支援（Ｂ型）	人日	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。Ｂ型は、Ａ型での雇用が困難な人が対象となります。	84,531	92,547	101,323
	人		5,546	6,072	6,648
就労定着支援	人	就労移行支援等の利用を経て、一般企業等へ就労された人の就労継続を図るために、就労に伴い生じた生活面での課題解決等の支援を行うものです。	355	403	452
療養介護	人	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助などを行うものです。	230	231	232
短期入所（福祉型）	人日	在宅で障がい児（者）を介護している人が、疾病、事故、出産などで一時的に介護ができない場合に、施設、病院で宿泊を伴った日常生活上の支援を行います。	10,755	12,347	14,175
	人		1,915	2,265	2,679
短期入所（医療型）	人日		1,064	1,184	1,318
	人		303	365	439
精神障がい者の短期入所【新規】	人日		152	165	178
	人		41	46	51

○第６期及び第７期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	第６期			第７期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
生活介護	見込量（A）人日	54,114	55,359	56,632	58,322	60,422	62,597
	実績（B）人日	51,309	54,339	56,760	54,182	55,038	
	B／A（%）	94.8%	98.2%	100.2%	92.9%	91.1%	0.0%
	見込量（C）人	3,187	3,260	3,335	3,484	3,609	3,739
	実績（D）人	3,086	3,246	3,331	3,374	3,381	
	D／C（%）	96.8%	99.6%	99.9%	96.8%	93.7%	0.0%
自立訓練（機能訓練）	見込量（A）人日	415	371	332	461	412	368
	実績（B）人日	330	578	602	522	618	
	B／A（%）	79.5%	155.8%	181.3%	113.2%	150.0%	0.0%
	見込量（C）人	37	33	29	44	39	35
	実績（D）人	34	55	56	48	62	
	D／C（%）	91.9%	166.7%	193.1%	109.1%	159.0%	0.0%
自立訓練（生活訓練）	見込量（A）人日	3,686	3,885	4,094	6,274	7,215	8,297
	実績（B）人日	4,313	4,745	5,203	4,676	4,431	
	B／A（%）	117.0%	122.1%	127.1%	74.5%	61.4%	0.0%
	見込量（C）人	258	272	286	481	554	637
	実績（D）人	331	364	384	359	336	
	D／C（%）	128.3%	133.8%	134.3%	74.6%	60.6%	0.0%
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	見込量（A）人日	－	－	－	4,260	4,899	5,634
	実績（B）人日	2,665	2,824	3,318	3,195	3,011	
	B／A（%）	－	－	－	75.0%	61.5%	0.0%
	見込量（C）人	－	－	－	327	376	433
	実績（D）人	218	231	262	255	243	
	D／C（%）	－	－	－	78.0%	64.6%	0.0%
就労選択支援	見込量（A）人				0	360	396
	実績（B）人				0	20	
	B／A（%）				－	5.6%	0.0%
就労移行支援	見込量（A）人日	13,749	14,189	14,643	15,438	15,731	16,029
	実績（B）人日	12,667	12,869	13,533	13,411	14,081	
	B／A（%）	92.1%	90.7%	92.4%	86.9%	89.5%	0.0%
	見込量（C）人	843	870	898	822	838	854
	実績（D）人	787	792	811	847	875	
	D／C（%）	93.4%	91.0%	90.3%	103.0%	104.4%	0.0%
就労継続支援（A型）	見込量（A）人日	22,772	23,455	24,158	29,512	31,371	33,347
	実績（B）人日	24,562	26,118	29,239	27,424	27,960	
	B／A（%）	107.9%	111.4%	121.0%	92.9%	89.1%	0.0%
	見込量（C）人	1,224	1,261	1,299	1,627	1,730	1,839
	実績（D）人	1,349	1,440	1,577	1,545	1,594	
	D／C（%）	110.2%	114.2%	121.4%	95.0%	92.1%	0.0%
就労継続支援（B型）	見込量（A）人日	40,344	43,491	46,883	57,247	61,770	66,650
	実績（B）人日	42,682	49,171	55,474	60,982	70,521	
	B／A（%）	105.8%	113.1%	118.3%	106.5%	114.2%	0.0%
	見込量（C）人	2,623	2,828	3,049	3,597	3,881	4,188
	実績（D）人	2,753	3,090	3,468	4,014	4,627	
	D／C（%）	105.0%	109.3%	113.7%	111.6%	119.2%	0.0%
就労定着支援	見込量（A）人	286	350	413	261	262	264
	実績（B）人	221	235	259	307	346	
	B／A（%）	77.3%	67.1%	62.7%	117.6%	132.1%	0.0%
療養介護	見込量（A）人	234	238	243	220	219	218
	実績（B）人	221	223	226	225	227	
	B／A（%）	94.4%	93.7%	93.0%	102.3%	103.7%	0.0%
短期入所（福祉型）	見込量（A）人日	5,449	5,858	6,297	6,261	6,730	7,234
	実績（B）人日	4,023	5,419	6,319	6,754	8,161	
	B／A（%）	73.8%	92.5%	100.3%	107.9%	121.3%	0.0%
	見込量（C）人	940	1,010	1,086	955	1,027	1,105
	実績（D）人	614	826	973	1,176	1,368	
	D／C（%）	65.3%	81.8%	89.6%	123.1%	133.2%	0.0%
短期入所（医療型）	見込量（A）人日	1,022	1,155	1,306	663	683	703
	実績（B）人日	586	625	728	777	859	
	B／A（%）	57.3%	54.1%	55.7%	117.2%	125.8%	0.0%
	見込量（C）人	200	227	256	128	132	136
	実績（D）人	128	120	140	178	209	
	D／C（%）	64.0%	52.9%	54.7%	139.1%	158.3%	0.0%

※　人　：１月当たりの実利用人数（就労選択支援は１年当たりの実利用人数）
※　人日：月間の利用人数（実人数）×１人１月あたりの平均利用日数

（３）居住系サービス

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮し見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

障がいのある人の障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホームの確保に取り組みます。また、自立生活援助については、制度の浸透を図り、事業所拡充に取り組みます。

○第８期計画の見込量

サービスの種類		サービスの概要	第８期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	人	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うものです。	96	116	139
精神障がい者の自立生活援助	人		77	93	111
共同生活援助（グループホーム）	人	複数の入居者が共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うものです。	3,390	3,682	3,999
精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）	人		1,616	1,755	1,906
施設入所支援	人	施設に入所する人を対象に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。	1,112	1,088	1,064

○第６期及び第７期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	第６期			第７期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自立生活援助	見込量（A）人	14	18	22	29	34	41
	実績（B）人	12	21	41	61	67	
	B／A（%）	85.7%	116.7%	186.4%	210.3%	197.1%	0.0%
精神障がい者の自立生活援助	見込量（A）人	9	12	15	20	23	28
	実績（B）人	8	8	36	48	51	
	B／A（%）	88.9%	66.7%	240.0%	240.0%	221.7%	0.0%
共同生活援助（グループホーム）	見込量（A）人	1,360	1,472	1,584	2,435	2,695	2,955
	実績（B）人	1,547	1,915	2,165	2,486	2,874	
	B／A（%）	113.8%	130.1%	136.7%	102.1%	106.6%	0.0%
精神障がい者の共同生活援助（グループホーム）	見込量（A）人	304	329	354	1,015	1,124	1,232
	実績（B）人	645	843	919	1,141	1,370	
	B／A（%）	212.2%	256.2%	259.6%	112.4%	121.9%	0.0%
施設入所支援	見込量（A）人	1,258	1,250	1,243	1,221	1,215	1,209
	実績（B）人	1,248	1,233	1,242	1,202	1,163	
	B／A（%）	99.2%	98.6%	99.9%	98.4%	95.7%	0.0%

※　人　：１月当たりの実利用人数

（４）地域生活支援拠点等

○実施に関する考え方

国指針を踏まえ、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年１回以上運用状況の検証および検討する場を設けます。

○見込量の確保のための方策

引き続き、各区に地域生活支援拠点等の機能を確保し、その機能の充実のため、福岡市障がい者等地域生活支援協議会の専門部会である地域生活支援拠点等整備部会において、運用状況の検証及び検討を行います。

○第８期計画の見込量

事業名		サービスの概要	第８期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
整備数	か所	障がい児・者の重度化・高齢化や「親なき後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応するため、地域生活支援拠点等（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を整備するものです。	7	7	7
機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の回数	回		1	1	1
コーディネーター配置	人		14	14	14

○第６期及び第７期計画の実績

事業名	見込量・実績	第６期			第７期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
整備数	見込量（A）か所	7	7	7	7	7	7
	実績（B）か所	7	7	7	7	7	
	B／A（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の回数	見込量（A）回	1	1	1	1	1	1
	実績（B）回	1	3	4	4	2	
	B／A（%）	100.0%	300.0%	400.0%	400.0%	200.0%	0.0%
コーディネーター配置	見込量（A）人	－	－	－	82	82	82
	実績（B）人	59	82	82	82	14	
	B／A（%）	－	－	－	100.0%	17.1%	0.0%

（５）相談支援

○実施に関する考え方

計画相談支援については、国の考え方を踏まえ、障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者すべてを対象として見込んでいます。
地域移行支援及び地域定着支援については、支援実績や障がい福祉サービスの伸び率を踏まえて見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。また、地域相談支援体制の整備、充実を図ります。障がいのある人やその家族が安心して地域で暮らせるよう、重層的な支援体制の構築を推進し、福祉サービスの基盤整備、普及啓発等に努めます。

○第８期計画の見込量

サービスの種類		サービスの概要	第８期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	人／年	障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用を希望する人に対し、サービス等利用計画を作成するとともに、サービス実施後は定期的にモニタリングを行うものです。	23,287	24,891	26,607
地域移行支援	人／年	施設や精神科病院から退所・退院する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。	54	59	64
精神障がい者の地域移行支援	人／年		42	45	49
精神障がい者の地域移行支援（長期入院患者）	人／年		22	24	27
地域定着支援	人／年	施設・精神科病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行うものです。	50	50	50
精神障がい者の地域定着支援	人／年		29	29	29

○第６期及び第７期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	第６期			第７期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画相談支援	見込量（A）人/年	16,046	16,848	17,690	18,560	19,571	20,638
	実績（B）人/年	15,664	16,691	17,838	19,014	20,381	
	B／A（%）	97.6%	99.1%	100.8%	102.4%	104.1%	0.0%
地域移行支援	見込量（A）人/年	29	38	49	20	21	22
	実績（B）人/年	10	19	22	29	45	
	B／A（%）	34.5%	50.0%	44.9%	145.0%	214.3%	0.0%
精神障がい者の地域移行支援	見込量（A）人/年	25	33	42	17	18	19
	実績（B）人/年	10	16	22	17	35	
	B／A（%）	40.0%	48.5%	52.4%	100.0%	194.4%	0.0%
精神障がい者の地域移行支援（長期入院患者）	見込量（A）人/年	15	19	25	10	11	11
	実績（B）人/年	6	9	9	7	16	
	B／A（%）	40.0%	47.4%	36.0%	70.0%	145.5%	0.0%
地域定着支援	見込量（A）人/年	76	91	109	63	63	63
	実績（B）人/年	65	56	43	50	56	
	B／A（%）	85.5%	61.5%	39.4%	79.4%	88.9%	0.0%
精神障がい者の地域定着支援	見込量（A）人/年	44	52	63	37	37	37
	実績（B）人/年	32	34	27	20	40	
	B／A（%）	72.7%	65.4%	42.9%	54.1%	108.1%	0.0%

（６）障がい児通所支援

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮して見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

障がい児が必要な支援を受けることができるよう、事業所の指定や訪問回数の増加等療育の場の充実に取り組みます。
なお、放課後等デイサービスについては今後の利用状況や事業所の整備状況を踏まえ、総量規制の導入を検討します。

○第４期計画の見込量

サービスの種類		サービスの概要	第４期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	人日	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。	22,991	24,764	26,569
	人		2,755	2,895	3,036
放課後等 デイサービス	人日	授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うものです。	100,556	109,038	117,520
	人		7,092	7,705	8,318
保育所等 訪問支援	人日	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うものです。	1,428	2,057	2,961
	人		952	1,371	1,974
居宅訪問型 児童発達支援	人日	重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行うものです。	7	7	7
	人		3	3	3

○第２期及び第３期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	第２期			第３期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
児童発達支援	見込量（A）人日	9,856	10,397	10,968	15,624	16,650	17,761
	実績（B）人日	10,539	12,371	12,867	15,114	19,471	
	B／A（%）	106.9%	119.0%	117.3%	96.7%	116.9%	0.0%
	見込量（A）人	1,266	1,385	1,516	2,621	2,878	3,169
	実績（B）人	1,289	1,490	1,710	2,074	2,478	
	B／A（%）	101.8%	107.6%	112.8%	79.1%	86.1%	0.0%
放課後等 デイサービス	見込量（A）人日	54,338	60,033	65,729	84,763	96,646	110,195
	実績（B）人日	53,604	65,200	69,719	75,627	83,589	
	B／A（%）	98.6%	108.6%	106.1%	89.2%	86.5%	0.0%
	見込量（A）人	3,543	3,912	4,282	5,703	6,606	7,652
	実績（B）人	3,610	4,250	4,778	5,334	5,863	
	B／A（%）	101.9%	108.6%	111.6%	93.5%	88.8%	0.0%
保育所等 訪問支援	見込量（A）人日	40	40	40	1,246	2,735	6,006
	実績（B）人日	97	235	364	346	719	
	B／A（%）	242.5%	587.5%	910.0%	27.8%	26.3%	0.0%
	見込量（A）人	20	20	20	733	1,609	3,533
	実績（B）人	50	152	239	255	459	
	B／A（%）	250.0%	760.0%	1195.0%	34.8%	28.5%	0.0%
居宅訪問型 児童発達支援	見込量（A）人日	40	40	40	11	11	11
	実績（B）人日	5	12	10	3	7	
	B／A（%）	12.5%	30.0%	25.0%	27.3%	63.6%	0.0%
	見込量（A）人	40	40	40	5	5	5
	実績（B）人	3	3	3	2	3	
	B／A（%）	8.3%	7.5%	7.5%	40.0%	60.0%	0.0%

※　人　：１月当たりの実利用人数
※　人日：月間の利用人数（実人数）×１人１月あたりの平均利用日数

（７）障がい児入所支援

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮して見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

障がい児が必要な支援を受けることができるよう、事業所の指定や訪問回数の増加等療育の場の充実に取り組みます。

○第４期計画の見込量

サービスの種類		サービスの概要	第４期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
福祉型障がい児入所施設	人	障がい児入所施設に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うものです。	19	19	19
医療型障がい児入所施設	人	障がい児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うものです。	41	41	41

○第２期及び第３期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	第２期			第３期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
福祉型障がい児入所施設	見込量（A）人	44	44	44	27	27	27
	実績（B）人	26	21	23	21	19	
	B／A（%）	59.1%	47.7%	52.3%	77.8%	70.4%	0.0%
医療型障がい児入所施設	見込量（A）人	31	31	31	38	38	38
	実績（B）人	38	41	43	44	41	
	B／A（%）	122.6%	132.3%	138.7%	115.8%	107.9%	0.0%

※　人　：１月当たりの実利用人数
※　第6期以降は措置児童を含む

（８）障がい児相談支援

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮して見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

障がい児相談支援事業所の指定と相談支援専門員の資質向上に取り組みます。

○第４期計画の見込量

サービスの種類		サービスの概要	第４期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
障がい児相談支援	人／年	障がい児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス利用計画を作成するものです	9,495	10,572	11,771

○第２期及び第３期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	第２期			第３期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障がい児相談支援	見込量（A）人/年	4,816	5,261	5,706	6,338	7,238	8,266
	実績（B）人/年	4,886	5,550	6,257	6,988	7,659	
	B／A（%）	101.5%	105.5%	109.7%	110.3%	105.8%	0.0%

（９）医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

○実施に関する考え方

医療的ケア児等に対する総合的な支援体制を推進するためコーディネーターの配置を継続します。

○見込量の確保のための方策

医療的ケア児等コーディネーターのネットワークの活用や関係機関との協議を行い支援体制の強化を図ります。

○第４期計画の見込量

サービスの種類		サービスの概要	第４期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
医療的ケア児等コーディネーター（福岡市配置）	人	医療的ケア児に対する各種支援の調整を行うほか、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成します。	2	2	2

○第２期及び第３期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	第２期			第３期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
医療的ケア児等コーディネーター（福岡市配置）	見込量（A）人	1	1	1	1	1	1
	実績（B）人	1	1	1	1	1	
	B／A（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%

（10）発達障がい者等に対する支援

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮し見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

相談・調整機能を高め、支援者の育成や関係機関との連携により支援体制の充実を図ります。

○第４期計画の見込量

事業名		事業の概要	第４期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
発達障がい者支援地域協議会の開催	回	発達障がい児・者やその家族に対して、乳幼児期から学齢期そして成人期までのすべてのライフステージにおいて、保健・医療・教育・福祉・就労など各分野の関係機関との連携を図りながら、継続した支援を行うとともに、情報提供等を行います。	1	1	1
設置数	か所		1	1	1
相談支援件数	件		5,263	5,356	5,415
関係機関への助言	件		1,453	1,453	1,453
普及啓発・研修	件		574	574	574
ペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラム等の支援プログラム　受講者数	人		499	499	499
ペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラム等の支援プログラム　実施者数	人		6	6	6
ペアレント・メンター数	人		52	52	54
ピアサポート活動　参加者数	人		54	54	54

○第６期及び第７期計画の実績

事業名	見込量・実績	第６期			第７期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
発達障がい者支援地域協議会の開催	見込量（A）回	2	2	2	2	2	2
	実績（B）回	1	1	1	1	1	
	B／A（%）	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%
設置数	見込量（A）か所	1	1	1	1	1	1
	実績（B）か所	1	1	1	1	1	
	B／A（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
相談支援件数	見込量（A）件	3,080	3,027	2,974	3,254	3,272	3,290
	実績（B）件	3,319	3,258	3,900	4,500	4,877	
	B／A（%）	107.8%	107.6%	131.1%	138.3%	149.1%	0.0%
関係機関への助言	見込量（A）件	1,594	1,665	1,734	1,408	1,467	1,526
	実績（B）件	1,394	1,377	1,347	1,239	1,453	
	B／A（%）	87.5%	82.7%	77.7%	88.0%	99.0%	0.0%
普及啓発・研修	見込量（A）件	169	169	169	80	80	80
	実績（B）件	70	80	384	414	574	
	B／A（%）	41.4%	47.3%	227.2%	517.5%	717.5%	0.0%
ペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラム等の支援プログラム受講者数	見込量（A）人	320	320	320	370	370	370
	実績（B）人	259	279	468	480	499	
	B／A（%）	80.9%	87.2%	146.3%	129.7%	134.9%	0.0%
ペアレント・トレーニング、ペアレント・プログラム等の支援プログラム実施者数	見込量（A）人	－	－	－	4	5	6
	実績（B）人	3	3	3	4	6	
	B／A（%）	－	－	－	100.0%	120.0%	0.0%
ペアレント・メンター数	見込量（A）人	44	46	46	48	48	48
	実績（B）人	48	48	48	46	50	
	B／A（%）	109.1%	104.3%	104.3%	95.8%	104.2%	0.0%
ピアサポート活動　参加者数	見込量（A）人	10	15	20	28	32	36
	実績（B）人	11	23	34	57	54	
	B／A（%）	110.0%	153.3%	170.0%	203.6%	168.8%	0.0%

(11)高次脳機能障がい者に対する支援

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮し見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

福岡県及び北九州市や関係機関との連携により支援体制の強化を図ります。

○第８期計画の見込量

事業名		事業の概要	第８期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
高次脳機能障がい者支援センターの設置個所数【新規】	か所	高次脳機能障がい者及びその家族等からの相談に対し、情報の提供や助言、専門的な支援等を行うとともに、関係機関や民間団体等に対し、高次脳機能障がいについての情報提供及び研修等を行います。	1	1	1
高次脳機能障がい者支援地域協議会の開催回数【新規】	回	高次脳機能障がい者に対する支援体制の整備を図るため、関係者等により構成される協議会を設置します。	1	1	1
高次脳機能障がい者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新規】	人	高次脳機能障がい者及びその家族等からの相談に対し、情報の提供や助言、専門的な支援等を行うとともに、関係機関や民間団体等に対し、高次脳機能障がいについての情報提供及び研修等を行うため、高次脳機能障がい者支援センターにコーディネーターを配置します。	3	3	3
高次脳機能障がい者支援センターにおける相談支援件数【新規】	件	高次脳機能障がい者支援センターにおいて、高次脳機能障がい者及びその家族等からの相談に対し、情報の提供や助言、専門的な支援等を行います。	1,322	1,322	1,322
高次脳機能障がい者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発【新規】	回	高次脳機能障がい者支援センターにおいて、関係機関や民間団体等に対し、高次脳機能障がいについての情報提供及び研修等を行います。	16	16	16

○参考

事業名		令和７年度実績
高次脳機能障がい者支援センターの設置個所数	か所	－
高次脳機能障がい者支援地域協議会の開催回数	回	1
高次脳機能障がい者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数	人	3
高次脳機能障がい者支援センターにおける相談支援件数	件	1,248
高次脳機能障がい者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発	回	14

（12）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮し見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

精神障がいのある人とその家族が安心して暮らせるよう、重層的な支援体制の構築に係る協議の場の活動を推進し，福祉サービスの基盤整備、普及啓発等に努めます。

○第８期計画の見込量

事業名			事業の概要	第８期見込量		
				令和９年度	令和10年度	令和11年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	回	福岡市障がい者等地域生活支援協議会の専門部会「精神障がいに対応した地域包括ケアシステム検討部会」において精神障がい者支援体制等について関係者と協議・検討をおこないます。	3	3	3
	参加者数	人		69	69	69
	保健	人		30	30	30
	医療（精神科）	人		9	9	9
	福祉	人		24	24	24
	当事者	人		3	3	3
	目標設定・活動状況の把握及び評価	回		1	1	1
心のサポーター養成研修実施回数【新規】		回	メンタルヘルスやうつ病など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対し、傾聴を中心とした支援を行う「心のサポーター」を養成する研修を行います。	8	8	8
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】		回	精神保健福祉相談員の配置及び精神保健福祉の知識・スキル向上を図るため、保健師等の専門職員、事務職員を対象とした精神保健福祉相談員講習会実施します。	1	1	1
災害時心のケア体制整備事業（専門相談員の配置）		か所	災害時等の緊急時において専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、専門的なケアを必要とする者に日常的な相談体制の強化を図るものです。	1	1	1

○第６期及び第７期計画の実績

事業名			見込量・実績	第６期			第７期		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数		見込量（A）回	4	4	4	2	2	2
			実績（B）回	1	2	2	2	3	
			B／A（%）	25.0%	50.0%	50.0%	100.0%	150.0%	0.0%
	参加者数		見込量（A）人	71	71	71	37	37	37
			実績（B）人	19	37	36	52	77	
			B／A（%）	26.8%	52.1%	50.7%	140.5%	208.1%	0.0%
		保健	見込量（A）人	33	33	33	14	14	14
			実績（B）人	9	14	18	22	33	
			B／A（%）	27.3%	42.4%	54.5%	157.1%	235.7%	0.0%
		医療（精神科）	見込量（A）人	13	13	13	3	3	3
			実績（B）人	3	5	4	8	9	
			B／A（%）	23.1%	38.5%	30.8%	266.7%	300.0%	0.0%
		福祉	見込量（A）人	21	21	21	7	7	7
			実績（B）人	6	13	12	17	32	
			B／A（%）	28.6%	61.9%	57.1%	242.9%	457.1%	0.0%
		当事者	見込量（A）人	4	4	4	2	2	2
			実績（B）人	1	5	2	2	3	
			B／A（%）	25.0%	125.0%	50.0%	100.0%	150.0%	0.0%
	目標設定及び評価の実施回数		見込量（A）回	2	2	2	2	2	2
			実績（B）回	2	2	2	2	2	
			B／A（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
心のサポーター養成研修実施回数			見込量（A）回	－	－	－	－	－	
			実績（B）回	－	－	1	4	7	
			B／A（%）	－	－	－	－	－	
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数			見込量（A）回	－	－	－	－	－	
			実績（B）回	－	－	－	－	0	
			B／A（%）	－	－	－	－	－	
災害時心のケア体制整備事業（専門相談員の配置）			見込量（A）か所	0	0	1	1	1	1
			実績（B）か所	0	0	0	1	1	
			B／A（%）	－	－	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%

（13）相談支援体制の充実・強化のための取組

○実施に関する考え方

国指針を踏まえ、区障がい者基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者等に対し、専門的指導、助言及び連携強化の取組みの実績等を考慮し　見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

福岡市障がい者等地域生活支援協議会において、相談支援体制の充実・強化について協議し、区障がい者基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者等に対し、専門的指導、助言及び連携強化の取組みを行うことにより、支援体制の充実を図ります。

○第８期計画の見込量

事業名				事業の概要	第８期見込量		
					令和９年度	令和10年度	令和11年度
基幹相談支援センター	主任相談支援専門員配置数		人	地域の相談支援事業者の育成や地域づくりなど相談支援の中核的役割を果たす主任相談支援専門員を市・区障がい者基幹相談支援センターに配置します。	14	14	14
	人材育成等の取組に参加する事業所の割合※1【新規】	相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	%	相談支援事業所に対し訪問等により専門的な指導、助言を行います。	76	78	80
		地域の相談機関等との連携強化の取組	%	相談支援事業所が円滑に事業を実施できるよう、情報共有を行う場や勉強会を開催する等により、相談支援事業所間のネットワーク構築を図ります。	76	78	80
		個別事例の支援内容の検証	%	相談支援事業所の相談支援専門員が集まり個別事例の検討を行うことで、支援スキルの向上を図ります。	76	78	80
	協議会※2の運営への関与の有無【新規】		回	基幹相談支援センターが、地域生活支援協議会、専門部、区部会の事務局として運営に関与しています。	59	59	59
	総合的・専門的な相談支援		件	福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援や専門機関の紹介等を行います。	84,500	84,500	84,500
協議会	協議会の実施回数【新規】		回	関係者が相互の連携を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関して情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。	2	2	2
	専門部会の設置数		件	地域生活支援協議会において、必要に応じて専門部会を設置し、特定の事項の調査・研究、市に提案する施策案の作成などを行います。	4	4	4
	専門部会の実施回数（頻度）		回/月	特定の事項の調査・研究を行うために、適宜専門部会を開催し、その成果を地域支援協議会に報告を行います。	1	1	1
	地域における支援体制の整備等について協議会の議題とした数【新規】		件	個別事例の検討を通じて区部会から抽出された課題を踏まえ、地域における障がい者の支援体制の整備等について、協議会の場で協議を行います	1	1	1

○第６期及び第７期計画の実績

事業名			見込量・実績	第６期			第７期		
				令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センター	総合的・専門的な相談支援		見込量（A）件	75,722	75,722	75,722	88,428	88,428	88,428
			実績（B）件	86,895	89,977	87,090	84,871	81,540	
			B／A（%）	114.8%	118.8%	115.0%	96.0%	92.2%	0.0%
	主任相談支援専門員配置数		見込量（A）人	－	－	－	4	6	8
			実績（B）人	2	2	11	13	14	
			B／A（%）	－	－	－	325.0%	233.3%	0.0%
	人材育成等の取組に参加する事業所の割合※1	相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	見込量（A）%	－	－	－	－	－	－
			実績（B）%	－	－	－	－	72	
			B／A（%）	－	－	－	－	－	－
		地域の相談機関等との連携強化の取組	見込量（A）%	－	－	－	－	－	－
			実績（B）%	－	－	－	－	72	
			B／A（%）	－	－	－	－	－	－
		個別事例の支援内容の検証	見込量（A）%	－	－	－	－	－	－
			実績（B）%	－	－	－	－	72	
			B／A（%）	－	－	－	－	－	－
	協議会※2の運営への関与の有無		見込量（A）回	－	－	－	－	－	－
			実績（B）回	52	54	55	64	59	
			B／A（%）	－	－	－	－	－	－
協議会	協議会の実施回数		見込量（A）回	－	－	－	－	－	－
			実績（B）回	2	2	2	2	2	
			B／A（%）	－	－	－	－	－	－
	専門部会の設置数		見込量（A）件	－	－	－	4	4	4
			実績（B）件	4	4	4	5	5	
			B／A（%）	－	－	－	125.0%	125.0%	0.0%
	専門部会の実施回数（頻度）		見込量（A）回/月	－	－	－	1	1	1
			実績（B）回/月	1	1	1	1	1	
			B／A（%）	－	－	－	100.0%	100.0%	0.0%
	地域における支援体制の整備等について協議会の議題とした数		見込量（A）件	－	－	－	－	－	
			実績（B）件	0	2	2	1	1	
			B／A（%）	－	－	－	－	－	－

※1　管内のすべての相談支援事業所に占める割合
※2　地域生活支援協議会

(14)障がい福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

○実施に関する考え方

国の指針を踏まえ、継続的に実施します。

○見込量の確保のための方策

福祉・介護職員等の処遇改善による障がい者福祉人材の確保・定着や、障がい福祉サービス事業者等に対して、介護テクノロジーの導入支援を行うことでケアの充実のための生産性向上に取り組みます。

○第８期計画の見込量

事業名			事業の概要	第８期見込量		
				令和９年度	令和10年度	令和11年度
福祉・介護職員等処遇改善加算の取得【新規】	障がい児に係る加算を取得済の事業所の割合	%	指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所について、その割合の見込量を設定します。	80	80	80
	障がい者に係る加算を取得済の事業所の割合	%		90	90	90
障がい福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業による支援実績【新規】		施設	障がい福祉サービス事業者等に対して、ＩＣＴ機器や介護ロボットを導入する際の経費等を補助します。	2	2	2

○参考

事業名			令和７年度実績
福祉・介護職員等処遇改善加算の取得	障がい児に係る加算を取得済の事業所の割合	%	77
	障がい者に係る加算を取得済の事業所の割合	%	90

(15)障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

○実施に関する考え方

国の指針を踏まえ、継続的に実施します。

○見込量の確保のための方策

多様化する障がい福祉の中で、利用者が真に必要とするサービスを適切に提供できるよう、障がい福祉サービスの質の向上に取り組みます。

○第８期計画の見込量

事業名		事業の概要	第８期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加者数	人	障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行うため、福岡県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修を活用します。	3	3	3
障害者自立支援給付審査支払等システムによる審査結果の共有	回	障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有します。	共有する	共有する	共有する
指導監査結果の関係市町村との共有	回	指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、その結果を関係自治体と共有します。	共有する	共有する	共有する

○第６期及び第７期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	第６期			第７期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加者数	見込量（A）人	4	4	4	6	6	6
	実績（B）人	6	2	0	1	7	
	B／A（%）	150.0%	50.0%	0.0%	16.7%	116.7%	0.0%
障害者自立支援給付審査支払等システムによる審査結果の共有	見込量（A）回	2	2	2	2	2	2
	実績（B）回	2	2	2	2	2	
	B／A（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
指導監査結果の関係市町村との共有	見込量（A）回	1	1	1	1	1	1
	実績（B）回	1	1	1	1	1	
	B／A（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%

第５　地域生活支援事業等に関する見込量及び実績

近年の実績等を踏まえ、令和９年度から令和11年度までの３か年における地域生活支援事業に関する見込量を定め、その見込量の確保のための方策を設定します。

（１）理解促進・啓発事業

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮し見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

広く事業の周知を図っていきます。

○第８期計画の見込量

①地域生活への移行者数			事業の概要	第８期見込量		
				令和９年度	令和10年度	令和11年度
障がい者週間記念事業	来場者数	人	障がいについて市民の理解と認識を深めるため、「障害者週間（12月３日～９日）」を中心として、障がい者週間記念の集いを開催するとともに、各種広報活動を実施します。	9,000	9,000	9,000
補助犬啓発事業	実施回数	回	小・中学校への出前講座や市民向け啓発イベントなど、補助犬に関する啓発活動を実施します。	15	15	15
啓発リーフレット	作成部数	部	障がいや社会的障壁、合理的配慮に関するリーフレットを作成し配付します。	15,000	15,000	15,000
地域の講座等への障がい当事者等の講師派遣	実施回数	回	障がい者差別の解消や障がいへの理解を促進するため、地域の講座や企業への障がい当事者等の講師派遣を実施します。	20	20	20

○第６期及び第７期計画の実績

事業名	見込量・実績	第６期			第７期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障がい者週間記念事業	見込量（A）人	－	－	－	－	－	－
	実績（B）人	4,870	8,228	8,659	8,138	8,940	
	B／A（%）	－	－	－	－	－	－
補助犬啓発事業	見込量（A）回	－	－	－	－	－	－
	実績（B）回	10	19	16	16	15	
	B／A（%）	－	－	－	－	－	－
啓発リーフレット	見込量（A）部	－	－	－	－	－	－
	実績（B）部	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
	B／A（%）	－	－	－	－	－	－
地域の講座等への障がい当事者等の講師派遣	見込量（A）回				－	－	－
	実績（B）回				3	20	
	B／A（%）				－	－	－

（２）相談支援事業

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮し見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

３障がいに総合的に対応できる相談支援体制づくりや、サービス等利用計画の普及に伴う相談支援専門員の資質の向上を図り、体制の充実に取り組むとともに、障がい者等の生活課題の解決に向け、障がい者等地域生活支援協議会の協議を充実し、障がい者等が継続して地域で生活できるよう総合的な支援体制の充実を図ります。また、地域の相談支援の中核となる基幹相談支援センターと連携し、障がい者虐待の防止を推進していきます。
また、障がい児については、療育センターを中核とした相談支援体制のもと、相談支援の質の確保及び向上を図るとともに、こども家庭センターや児童家庭支援センターとも連携しながら取り組んでまいります。

○第８期計画の見込量

事業名			事業の概要	第８期見込量		
				令和９年度	令和10年度	令和11年度
心身障がい福祉センター・療育センター	設置数	か所	障がい児・者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障がい福祉サービスの利用等を支援するとともに、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助を行います。また、障がい児通園施設の機能を活用し、施設利用の援助を行う等、障がい児の相談支援を充実強化していきます。 心身障がい者福祉センター及び療育センターは障がい児、区障がい者基幹相談支援センターは学齢以上の障がい児・者を支援しています。市障がい者基幹相談支援センターは相談支援体制の充実強化と区障がい者基幹相談支援センターの支援及び人材育成を行います。	4	4	4
	相談者数	人		3,773	3,773	3,773
市障がい者基幹相談支援センター	設置数	か所		1	1	1
	相談者数	人		202	202	202
区障がい者基幹相談支援センター	設置数	か所		14	14	14
	相談者数	人		4,412	4,412	4,412
障がい者相談支援事業小計		か所		19	19	19
		人		8,387	8,387	8,387
地域自立支援協議会	設置数	か所	障がい児・者の福祉、医療、教育、雇用等の関係機関等で構成される障がい者等地域生活支援協議会を設置し、障がい者等の支援体制に関する課題の情報共有、関係機関等の連携の緊密化、地域の実情に応じた体制の整備についての協議を行うとともに、市が策定する障がい福祉計画案に対して意見を進言します。	1	1	1
障がい児等療育支援事業	実施か所数	か所	在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）及び身体障がい児の地域における生活を支えるため、訪問による療育指導や外来による専門的な療育相談、指導等を行います。	4	4	4
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施か所数	か所	一般的な相談支援事業に加え、特に必要な能力を有する専門職員を基幹相談支援センター等に配置し、相談支援機能の一層の強化を図ります。	16	16	16
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	利用者数	人	賃貸住宅への入居に当たって、必要な入居支援や居住支援について関係機関によるサポート体制の調整等を行います。	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	利用者数	人	成年後見制度の市長申立てに要する経費、市長申立後の後見人等の報酬及び本人・親族申立てによる後見人等の報酬の全部または一部を助成します。	232	272	313

○第６期及び第７期計画の実績

事業名		見込量・実績	第６期			第７期		
			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
心身障がい福祉センター・療育センター	設置数	見込量（A）か所	3	3	3	3	4	4
		実績（B）か所	3	3	3	3	4	
		B／A（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
	相談者数	見込量（A）人	－	－	－	2,812	2,812	2,812
		実績（B）人	3,069	2,986	3,129	3,572	3,773	
		B／A（%）	－	－	－	127.0%	134.2%	0.0%
市障がい者基幹相談支援センター	設置数	見込量（A）か所	1	1	1	1	1	1
		実績（B）か所	1	1	1	1	1	
		B／A（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
	相談者数	見込量（A）人	－	－	－	123	123	123
		実績（B）人	105	112	116	120	202	
		B／A（%）	－	－	－	97.6%	164.2%	0.0%
区障がい者基幹相談支援センター	設置数	見込量（A）か所	14	14	14	14	14	14
		実績（B）か所	14	14	14	14	14	
		B／A（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
	相談者数	見込量（A）人	－	－	－	3,787	3,787	3,787
		実績（B）人	3,929	4,111	4,359	4,378	4,412	
		B／A（%）	－	－	－	115.6%	116.5%	0.0%
障がい者相談支援事業小計		見込量（A）か所	20	20	20	20	22	22
		実績（B）か所	20	20	20	20	22	
		B／A（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
地域自立支援協議会	設置数	見込量（A）か所	1	1	1	1	1	1
		実績（B）か所	1	1	1	1	1	
		B／A（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
障がい児等療育支援事業	実施か所数	見込量（A）か所	3	3	3	3	4	4
		実績（B）か所	3	3	3	3	4	
		B／A（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施か所数	見込量（A）か所	16	16	16	16	16	16
		実績（B）か所	16	16	16	16	16	
		B／A（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	利用者数	見込量（A）人	2	2	2	1	1	1
		実績（B）人	0	1	3	2	0	
		B／A（%）	0.0%	50.0%	150.0%	200.0%	0.0%	0.0%
成年後見制度利用支援事業	利用者数	見込量（A）人	8	8	8	61	67	73
		実績（B）人	6	32	62	112	150	
		B／A（%）	75.0%	400.0%	775.0%	183.6%	223.9%	0.0%

（３）コミュニケーション支援事業

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮し見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員の養成・派遣事業を継続します。重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業については、適正な事業実施を行います。

○第８期計画の見込量

事業名			事業の概要	第８期見込量		
				令和９年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者派遣事業	延人数	人	聴覚障がい者が公的機関等に赴くときに円滑な意思の疎通が困難な場合に手話通訳者を派遣します。	2,366	2,366	2,366
	件数	件		2,297	2,297	2,297
要約筆記者派遣事業		件	聴覚障がい者が公的機関等に赴くときに円滑な意思の疎通が困難な場合に要約筆記者を派遣します。	200	200	200
盲ろう者通訳・介助員派遣事業		件	一人で外出することが困難な重度の盲ろう者が、社会参加等による外出の際に、移動及び意思疎通支援のために盲ろう者通訳・介助員を派遣します。	247	247	247
手話通訳者設置事業		人	聴覚障がい者の意思疎通を支援するために、区福祉・介護保険課及び福岡市聴覚障がい者情報センターに手話通訳者を設置します。	8	8	8
奉仕員養成研修事業等（手話、要約筆記、盲ろう者通訳・介助員）		人	聴覚障がい者等との交流活動の促進をはじめ、市町村の広報活動等に必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員や手話通訳者、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記者、盲ろう者の通訳・介助に必要な技術を習得した盲ろう者通訳・介助員を養成研修します。	469	469	469
重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業		人	入院中の意思疎通が困難な重度の障がい者に対し、医療従事者との意思疎通を円滑化し、適切な治療が受けられるように支援を実施します。	31	31	31

○第６期及び第７期計画の実績

事業名		見込量・実績	第６期			第７期		
			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話通訳者派遣事業	延人数	見込量（A）人	2,103	2,103	2,103	2,557	2,557	2,557
		実績（B）人	2,278	2,557	2,438	2,453	2,366	
		B／A（%）	108.3%	121.6%	115.9%	95.9%	92.5%	0.0%
	件数	見込量（A）件	2,136	2,136	2,136	2,456	2,456	2,456
		実績（B）件	2,230	2,456	2,331	2,359	2,297	
		B／A（%）	104.4%	115.0%	109.1%	96.1%	93.5%	0.0%
要約筆記者派遣事業		見込量（A）件	228	228	228	227	227	227
		実績（B）件	159	227	218	240	200	
		B／A（%）	69.7%	99.6%	95.6%	105.7%	88.1%	0.0%
盲ろう者通訳・介助員派遣事業		見込量（A）件	257	257	257	274	274	274
		実績（B）件	174	274	331	280	247	
		B／A（%）	67.7%	106.6%	128.8%	102.2%	90.1%	0.0%
手話通訳者設置事業		見込量（A）人	8	8	8	8	8	8
		実績（B）人	8	8	8	8	8	
		B／A（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
奉仕員養成研修事業（手話、要約筆記、点訳、朗読、盲ろう者通訳・介助員）		見込量（A）人	469	469	469	469	469	469
		実績（B）人	259	490	650	676	456	
		B／A（%）	55.2%	104.5%	138.6%	144.1%	97.2%	0.0%
重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業		見込量（A）人	26	26	26	24	24	24
		実績（B）人	2	0	15	33	28	
		B／A（%）	7.7%	0.0%	57.7%	137.5%	116.7%	0.0%

（４）日常生活用具給付事業

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮し見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

広く事業の周知を図っていきます。

○第８期計画の見込量

事業名		事業の概要	第８期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
介護・訓練支援用具	件	心身障がい者（児）の日常生活の便宜を図るため、用具の給付を行います。	141	141	141
自立生活支援用具	件		286	286	286
在宅療養等支援用具	件		266	266	266
情報・意思疎通支援用具	件		277	277	277
排せつ管理支援用具*	件		30,674	30,674	30,674
居宅生活動作補助用具	件		36	36	36

○第６期及び第７期計画の実績

事業名	見込量・実績	第６期			第７期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護・訓練支援用具	見込量（A）件	126	126	126	121	121	121
	実績（B）件	121	123	169	132	121	
	B／A（%）	96.0%	97.6%	134.1%	109.1%	100.0%	0.0%
自立生活支援用具	見込量（A）件	331	331	331	275	275	275
	実績（B）件	326	248	298	290	271	
	B／A（%）	98.5%	74.9%	90.0%	105.5%	98.5%	0.0%
在宅療養等支援用具	見込量（A）件	311	311	311	287	287	287
	実績（B）件	308	257	227	280	292	
	B／A（%）	99.0%	82.6%	73.0%	97.6%	101.7%	0.0%
情報・意思疎通支援用具	見込量（A）件	593	593	593	360	360	360
	実績（B）件	290	331	252	302	277	
	B／A（%）	48.9%	55.8%	42.5%	83.9%	76.9%	0.0%
排せつ管理支援用具＊	見込量（A）件	26,933	26,933	26,933	25,419	25,419	25,419
	実績（B）件	25,931	26,356	30,954	31,883	29,184	
	B／A（%）	96.3%	97.9%	114.9%	125.4%	114.8%	0.0%
居宅生活動作補助用具	見込量（A）件	52	52	52	43	43	43
	実績（B）件	46	56	34	40	35	
	B／A（%）	88.5%	107.7%	65.4%	93.0%	81.4%	0.0%

＊　排せつ管理支援用具は、継続的に給付するものであるため、１人１か月分の給付を１件とし、年間の累計を計上している。

（５）移動支援事業

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮し見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

国の制度の動向に留意しながら、適正な事業実施を行います。

○第８期計画の見込量

項目		事業の概要	第８期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
実利用人数	人／月	一人での外出が困難な障がい児・者の外出時の移動の介護を行うものです。	1,711	1,841	1,981
利用時間数	時間／月		19,829	21,435	23,171

○第６期及び第７期計画の実績

項目	見込量・実績	第６期			第７期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用人数	見込量（A）人/月	2,198	2,325	2,455	1,411	1,538	1,676
	実績（B）人/月	920	1,188	1,285	1,340	1,478	
	B／A（%）	41.9%	51.1%	52.3%	95.0%	96.1%	0.0%
利用時間数	見込量（A）時間/月	17,805	18,117	18,433	14,667	15,107	15,560
	実績（B）時間/月	10,465	13,825	14,722	14,948	16,969	
	B／A（%）	58.8%	76.3%	79.9%	101.9%	112.3%	0.0%

※　人/月　：１月当たりの実利用人数
※　時間/月：１月当たりの利用時間数

（６）地域活動支援センター機能強化事業

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮し見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

国の制度の動向に留意しながら、それぞれの施設が適切に運営されるよう必要な支援を行います。

○第８期計画の見込量

事業名		事業の概要	第８期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
Ⅰ型	か所	相談支援事業に加え、専門職員による医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行う団体等に対して補助を行います。	7	7	7
	人		127	127	127
Ⅱ型・Ⅲ型・Ⅳ型	か所	地域において雇用・就労が困難な障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う地域の障がい者団体等に対して補助を行います。	10	10	10
	人		142	142	142

○第６期及び第７期計画の実績

事業名	見込量・実績	第６期			第７期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
Ⅰ型	見込量（A）か所	7	7	7	7	7	7
	実績（B）か所	7	7	7	7	7	
	B／A（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
	見込量（A）人	165	165	165	103	103	103
	実績（B）人	96	120	115	151	117	
	B／A（%）	58.2%	72.7%	69.7%	146.6%	113.6%	0.0%
Ⅱ型・Ⅲ型・Ⅳ型	見込量（A）か所	13	13	13	12	12	12
	実績（B）か所	12	12	12	10	10	
	B／A（%）	92.3%	92.3%	92.3%	83.3%	83.3%	0.0%
	見込量（A）人	190	190	190	167	167	167
	実績（B）人	167	167	163	141	121	
	B／A（%）	87.9%	87.9%	85.8%	84.4%	72.5%	0.0%

（７）訪問入浴事業

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮し見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

適切に事業を実施します。

○第８期計画の見込量

事業名		事業の概要	第８期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
訪問入浴	人	家庭での入浴が困難な障がい者宅を訪問し、入浴の機会を提供するものです。	86	86	86

○第６期及び第７期計画の実績

事業名	見込量・実績	第６期			第７期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
訪問入浴	見込量（A）人	104	114	125	88	89	89
	実績（B）人	89	87	92	89	78	
	B／A（%）	85.6%	76.3%	73.6%	101.1%	87.6%	0.0%

※　人　：月間の利用人数（実人数）

（８）生活訓練等

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮し見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

適切に事業を実施します。

○第８期計画の見込量

事業名		事業の概要	第８期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
オストメイト 社会適応訓練	人／回	オストメイトに対して、ストーマ装具に関することや社会生活に関する講習を行います。	9	9	9
音声機能障がい者 発声訓練事業	人	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した人に対し発声訓練を行います。	54	54	54
音声機能障がい者 発声訓練指導者 養成事業	人	音声機能障がい発声訓練を行う指導者を養成します。	12	12	12
家族教室等 開催事業	か所	精神障がい者を抱える家族等に対して、精神疾患及び障がいについて理解を深めることにより家族の支援力を高め、精神障がい者の社会復帰の促進を図ります。	7	7	7

○第６期及び第７期計画の実績

事業名	見込量・実績	第６期			第７期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
オストメイト 社会適応訓練	見込量（A）人/回	23	23	23	23	23	23
	実績（B）人/回	14	13	9	8	9	
	B／A（%）	60.9%	56.5%	39.1%	34.8%	39.1%	0.0%
音声機能障がい者 発声訓練事業	見込量（A）人	59	59	59	59	59	59
	実績（B）人	29	31	34	42	54	
	B／A（%）	49.2%	52.5%	57.6%	71.2%	91.5%	0.0%
音声機能障がい者 発声訓練指導者 養成事業	見込量（A）人	11	11	11	11	11	11
	実績（B）人	0	0	16	9	11	
	B／A（%）	0.0%	0.0%	145.5%	81.8%	100.0%	0.0%
家族教室等 開催事業	見込量（A）か所	7	7	7	7	7	7
	実績（B）か所	7	7	7	7	7	
	B／A（%）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%

（９）日中一時支援事業

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮し見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

必要なサービス提供体制の確保に取り組みます。

○第８期計画の見込量

項目		事業の概要	第８期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用回数	回／月	在宅で障がい児（者）を介護している人が、疾病、事故、出産などで一時的に介護ができない場合に、施設、病院において日帰りで日常生活上の支援を行います。	878	890	901
実利用人数	人／月		257	260	262

○第６期及び第７期計画の実績

項目	見込量・実績	第６期			第７期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用回数	見込量（A）回/月	1,029	1,062	1,096	578	596	615
	実績（B）回/月	682	829	912	872	856	
	B／A（%）	66.3%	78.1%	83.2%	150.9%	143.6%	0.0%
実利用人数	見込量（A）人/月	381	393	406	329	339	349
	実績（B）人/月	240	310	291	267	252	
	B／A（%）	63.0%	78.9%	71.7%	81.2%	74.3%	0.0%

※　回／月：１月当たりの利用回数
※　人／月：１月当たりの実利用人数

（１０）社会参加促進事業

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮し見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

広く事業の周知を図っていきます。

○第８期計画の見込量

事業名		事業の概要	第８期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	人	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇等の過ごし方及び障がい者のスポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。	15,802	15,802	15,802
芸術・文化講座開催等事業	人	障がい者の芸術・文化活動を振興するため、アート展やコンサートなど、芸術・文化活動の発表や交流の場を設けるとともに、障がい者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。	24,550	24,550	24,550
点字・声の広報等発行事業	件	文字による情報入手が困難な視覚障がい者のために、点訳、音声訳等の方法により、地方公共団体等の広報、障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他の地域生活に必要度の高い情報などを定期的に提供します。	770	770	770
自動車運転免許取得事業	件	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。	65	65	65
自動車改造助成事業	件	身体障がい者が就労等に伴い、自らが所有する自動車を改造する際に要する経費の一部を助成します。	25	25	25

○第６期及び第７期計画の実績

事業名	見込量・実績	第６期			第７期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業　参加者数	見込量（A）人	15,620	15,620	15,620	13,803	13,803	13,803
	実績（B）人	1,234	1,912	13,506	16,984	16,835	
	B／A（%）	7.9%	12.2%	86.5%	123.0%	122.0%	0.0%
芸術・文化講座開催等事業	見込量（A）人	23,979	23,973	23,973	25,491	25,491	25,491
	実績（B）人	18,880	18,483	21,733	25,999	25,989	
	B／A（%）	78.7%	77.1%	90.7%	102.0%	102.0%	0.0%
点字・声の広報等発行事業	見込量（A）件	887	887	887	871	871	871
	実績（B）件	892	871	831	803	770	
	B／A（%）	100.6%	98.2%	93.7%	92.2%	88.4%	0.0%
自動車運転免許取得事業	見込量（A）件	41	41	41	54	54	54
	実績（B）件	55	58	62	70	64	
	B／A（%）	134.1%	141.5%	151.2%	129.6%	118.5%	0.0%
自動車改造助成事業	見込量（A）件	33	33	33	23	23	23
	実績（B）件	20	27	21	33	21	
	B／A（%）	60.6%	81.8%	63.6%	143.5%	91.3%	0.0%

（１１）その他の事業

○実施に関する考え方

近年の実績等を考慮し、見込んでいます。

○見込量の確保のための方策

障がい者の相談支援事業と連携して事業を実施していきます。

○第８期計画の見込量

事業名		事業の概要	第８期見込量		
			令和９年度	令和10年度	令和11年度
「障がい者110番」運営事業	件	障がい者の権利擁護にかかる相談等に対応するため、常設相談窓口を設置して相談を行うほか、弁護士等による定期相談や専門相談を行います。	542	542	542

○第６期及び第７期計画の実績

事業名	見込量・実績	第６期			第７期		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
「障がい者110番」運営事業	見込量（Ａ）件	341	341	341	569	569	569
	実績（Ｂ）件	427	491	444	489	528	
	Ｂ／Ａ（%）	125.2%	144.0%	130.2%	85.9%	92.8%	0.0%

※　相談内容ごとの新規実件数

第６　計画の推進体制

１　計画の進行管理

障害者総合支援法第 88 条の2及び児童福祉法第 33 条の 21 においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

ＰＤＣＡサイクルとは

「ＰＤＣＡサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

（障がい福祉計画及び障がい児福祉計画におけるＰＤＣＡサイクルのイメージ）

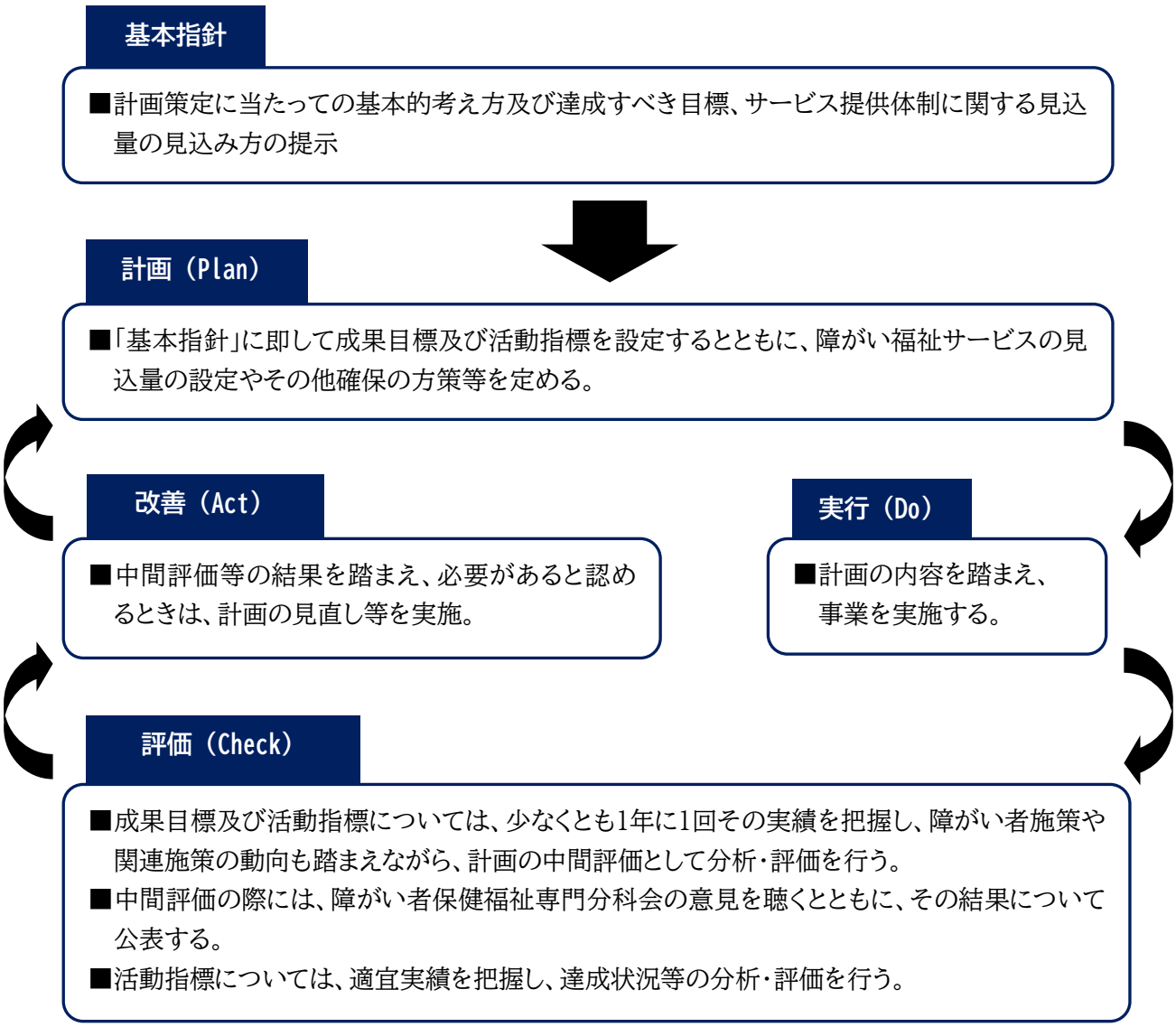

（１）計画におけるＰＤＣＡサイクル

基本指針に即して定めた数値目標（P11「第3　障がい福祉サービス等の成果目標）を「成果目標」とし、各サービスの見込量（P23「第4　障がい福祉サービス等の見込量及び実績」、P40「第5　地域生活支援事業等に関する見込量及び実績」）を「活動指標」としています。

PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会から点検・評価を受けるとともに、その結果について福岡市ホームページ等で公表します。

（２）点検・評価結果の反映

福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会から、計画の進捗状況や計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

２　国・県への要望

国や県の動向に留意しながら福岡市の施策を進めていきます。また、事業の安定的な運営のため、制度の改善や財政措置の充実を求める事項について検討し、必要に応じて他の政令市等とともに要望していきます。

３　福岡市障がい者等地域生活支援協議会との連携

本計画における障がい福祉サービス等による取組みを推進するに当たっては、障害者総合支援法に基づき設置された福岡市障がい者等地域生活支援協議会からの意見を踏まえ、事業を実施していきます。

第７　資料編

１　福岡市障がい福祉計画の策定体制

本計画は、障がい保健福祉施策の総合的な推進や社会情勢の変化に対応した施策の再構築を図るため、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会において意見をお伺いするとともに、パブリック・コメントにおける市民からの意見等を踏まえ、策定します。

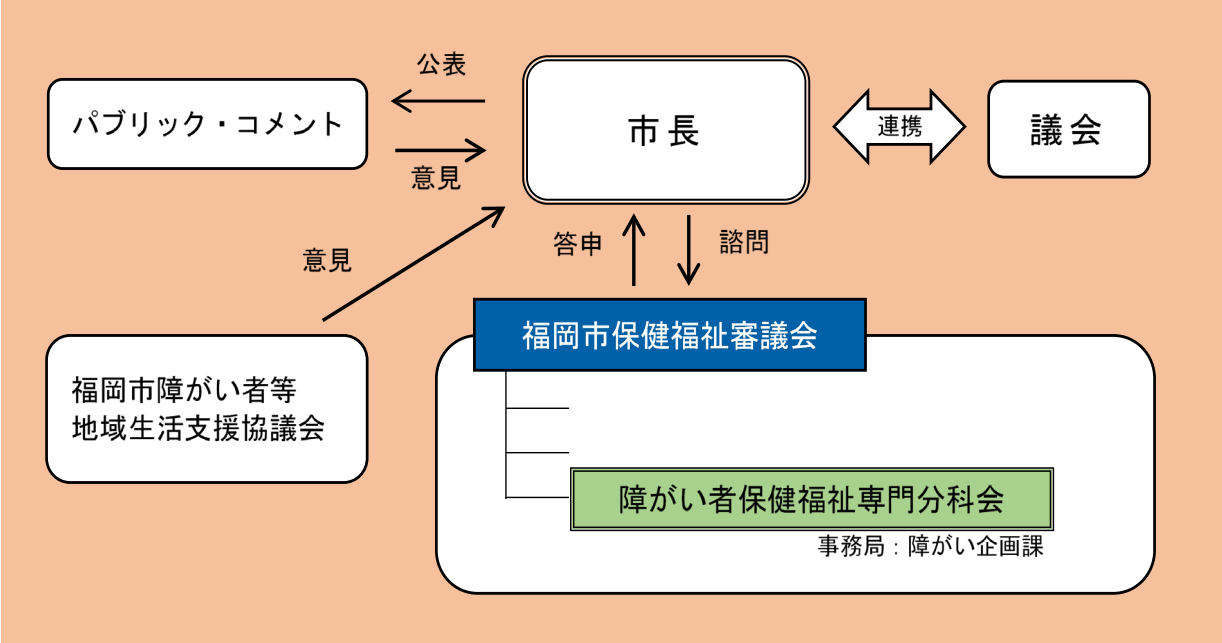

２　計画策定の経緯

実施年月	実　施　概　要
令和７年８月　５日	福岡市長から福岡市保健福祉審議会へ諮問
令和８年７月 17 日	■第1回障がい者保健福祉専門分科会　開催
8月 27日	福岡市障がい者等地域生活支援協議会において意見聴取
10 月 21 日	■第2回障がい者保健福祉専門分科会　開催

3　福岡市保健福祉審議会諮問

福 政 第 44 号
令和７年８月５日

福岡市保健福祉審議会
　委員長　高 田　　仁　　様

福岡市長　高 島　宗 一 郎

福岡市保健福祉総合計画等の策定について（諮問）

福岡市では、令和３年８月に策定した「福岡市保健福祉総合計画」等に基づき、すべての市民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができる健康福祉のまちの実現を目指し、保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進しております。

一方で、高齢化の進展による単身高齢者世帯や認知症のある高齢者の増加、障がいのある人の増加に加え、従来の属性別の支援体制では十分な対応が難しい複合化・複雑化した課題の増加など、保健福祉を取り巻く環境は変化し続けております。

そのため、こうした環境の変化に的確に対応するとともに、福岡市が目指すべき保健・医療・福祉に関する施策の基本的な方向性を明らかにし、引き続き、施策を総合的かつ計画的に推進してまいりたいと考えております。

つきましては、

１　「福岡市保健福祉総合計画」（令和９年度～令和 14 年度）の策定について
２　「第 10 期福岡市介護保険事業計画」（令和９年度～令和 11 年度）の策定について
３　「第８期福岡市障がい福祉計画・第４期福岡市障がい児福祉計画」（令和９年度～令和 11 年度）の策定について

以上、保健福祉総合計画及び二つの実施計画の策定について貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。